

令和7年度

学生便覧



琉球大学大学院医学研究科

令和7年度 医学研究科学年暦

(令和7年)

4月 1日 (火)	学年及び前学期開始
4月 1日 (火)	シラバス・時間割配当表公開 (※2)
4月 2日 (水) ~ 4月 8日 (火)	授業科目の仮登録 (前学期)
4月 3日 (木) ~ 4月 8日 (火)	新入生オリエンテーション
4月 4日 (金)	入学式
4月10日 (木) ~ 4月24日 (木)	登録調整期間 (前学期)
4月11日 (金)	授業開始 (前学期)
4月11日 (金) ~ 4月25日 (金)	定期健康診断
5月 2日 (金)	授業振替日 (4月29日・火曜第③回目) (※4)
5月22日 (木)	開学記念日
6月23日 (月)	慰霊の日
6月25日 (水)	授業振替日 (6月23日・月曜第⑩回目) (※4)
7月20日 (日)	琉球大学説明会 (オープンキャンパス)
7月24日 (木)	授業振替日 (7月21日・月曜第⑭回目) (※4)
8月 1日 (金) ~ 8月 7日 (木)	前学期定期試験期間 (※6)
8月 8日 (金)・8月12日 (火)	予備日 (※7)
8月13日 (水) ~ 9月30日 (火)	夏季休業
8月27日 (水) ~ 8月29日 (金)	中間発表会
9月19日 (金)	授業時間配当表公開
9月20日 (土) ~ 9月21日 (日)	琉大祭
9月24日 (水) ~ 9月26日 (金)	授業科目の仮登録 (後学期)
9月27日 (土)	大学院入学者選抜試験 (第1次募集) (予定)
9月30日 (火)	前学期終了
9月30日 (火) ~ 10月15日 (水)	登録調整期間 (後学期)
10月 1日 (水)	授業開始 (後学期)
10月 4日 (土) ~ 10月 5日 (日)	琉大祭予備日 (準備・片付け含む)
10月15日 (水)	授業振替日 (10月13日・月曜第②回目) (※4)
11月 6日 (木)	授業振替日 (11月3日・月曜第⑤回目) (※4)
11月19日 (水)	解剖体慰霊祭
12月 3日 (水)	学校推薦型選抜等 (休講)
12月25日 (木) ~ 1月 4日 (日)	冬季休業

(令和8年)

1月 5日 (月)	授業開始
1月13日 (火)	授業振替日 (1月12日・月曜第⑬回目) (※4)
1月16日 (金)	大学入学共通テスト準備 (休講)
1月17日 (土) ~ 1月18日 (日)	大学入学共通テスト
1月26日 (月)	修士学位論文提出締切
2月 2日 (月) ~ 2月 6日 (金)	後学期定期試験期間 (※6)
2月 9日 (月) ~ 2月10日 (火)	予備日 (※7)
2月 9日 (月) ~ 2月10日 (火)	合同審査会及び学位論文発表会
2月11日 (水) ~ 3月31日 (火)	春季休業
2月14日 (土)	大学院入学者選抜試験第2次募集 (予定)
3月24日 (火)	修了式
3月31日 (火)	学年及び後学期終了

【※2】：シラバス及び成績は教務情報システム、時間割配当表は教務情報ウェブサイトで提供する。

【※4】：指定の曜日の振替日とし、本来の曜日の講義・試験・補講・実習を行わない。

【※6】：試験期間は、期末試験の他に講義・補講等を行うことがある。

【※7】：予備日は、台風等で全学休講になった日の授業又は定期試験を行う。

目 次

1	医学研究科長巻頭辞	1
2	琉球大学大学院学則	2
3	琉球大学学位規則	32
4	琉球大学大学院医学研究科規程	44
5	他の大学院等における研究指導を受けた場合の取扱いについて	52
6	副指導教員の役割等に関する申合せ	53
7	修士課程	57
	・ <目的>	
	1. 修了の要件	
	2. 履修指導及び研究指導の方法	
	3. 大学院設置基準第 14 条に定める教育方法特例の実施	
	・ 琉球大学大学院医学研究科修士課程の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項	
	・ 学位論文作成要領	
	・ 琉球大学大学院医学研究科（修士課程）学位論文審査基準	
	・ 琉球大学大学院医学研究科修士課程の早期修了に関する申合せ	
8	博士課程	71
	・ 専攻の概要	
	・ 修了の要件及び履修方法等	
	1. 修了の要件	
	2. 履修方法	
	3. 学位（博士）論文の作成	
	4. 学位論文の審査方法	
	5. 大学院設置基準第 14 条に定める教育方法特例の実施	
	・ 琉球大学大学院医学研究科（博士課程）学位論文審査基準	
9	琉球大学大学院医学研究科の学位授与に関する取扱細則	83
10	琉球大学大学院医学研究科の学位授与に関する取扱細則についての申合せ	88
11	論文提出による学位授与申請の資格要件に関する申合せ	91
12	琉球大学大学院医学研究科外国人留学生入学志願者の選考に関する申合せ	93
13	琉球大学大学院医学研究科論文博士の外国語試験実施要項	94
14	参考資料	
	1. 課程博士の論文提出の手引	95
	2. 論文博士の学位授与申請の手引き	114
	3. 琉球大学大学院における長期履修制度実施のガイドライン	135

巻頭辞



琉球大学大学院医学研究科長

中西 浩一

琉球大学大学院医学研究科の皆さんへ、心からの歓迎を申し上げます。この道を選んだ皆さんの決断を誇りに思い、医学研究の魅力についてお伝えしたいと思います。

まず、医学研究は未知の世界に挑む冒険です。病気や障害を克服するための方法を探る過程には、常に新たな発見があります。細胞や遺伝子、臨床まで幅広い分野での挑戦が待っており、試行錯誤の先に見える「新しい知識」こそが、最大の喜びです。例えば、病気のメカニズムを解明した瞬間、それが患者にとってどれほどの意味を持つかを考えると、研究の楽しさが深まることでしょう。

次に、医学研究の素晴らしさは、その成果が社会に直接貢献する点にあります。多くの治療法や予防法は、過去の研究の積み重ねで生み出されてきました。抗生物質やワクチン、遺伝子治療など、医学研究は人類の健康を守り、未来の変革を作り出しています。がんや神経疾患など未解決の課題も多く、今後の研究が患者の命を救うかもしれません。まさに「未来を作る仕事」と言えます。

また、医学研究の凄さはその影響力の大きさにあります。新しい治療法が見つかり、世界中で数百万、数千万の命を救う可能性があります。さらに、研究は多分野との連携を必要とし、生物学や化学、物理学、データサイエンスなど、さまざまな知識を活用することで複雑な病気を解決する道が開かれます。この学際的なアプローチが医学研究の凄さを引き立てています。

医学研究には大きな責任も伴います。新しい治療法や薬の開発には慎重な実験とデータ解析が求められ、誤った結果が公表されれば多くの患者に不利益を与える可能性があります。だからこそ、高い倫理観と科学的誠実さが大切です。

医学生、医療研究者としての道は長く、時に厳しいものとなるでしょう。しかし、医学研究の面白さや素晴らしさを実感できる瞬間は、何物にも代え難い価値を持っています。皆さんが学び、研究を続ける中で、次世代の医療や治療法を支える重要な存在となることを期待しています。

この大学院医学研究科は、皆さんが持っている夢や情熱を最大限に発揮できる場所です。研究に必要なサポートや環境が整っており、恐れずに新しい挑戦をしていってください。教員一同、全力で支援します。皆さんの研究が未来の医学を切り拓くことを心より願っています。

○琉球大学大学院学則

(昭和 52 年 3 月 26 日制定)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 琉球大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(教育研究上の目的)

第 2 条 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程等に定めるものとする。

(入学者選抜)

第 3 条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を備えて行うものとする。

(教育研究活動等の状況の公表)

第 4 条 教育研究活動等の状況の公表については、琉球大学学則(以下「学則」という。)第 3 条の規定を準用する。

第 2 章 研究科、課程及び専攻

(研究科)

第 5 条 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

地域共創研究科

教育学研究科

医学研究科

保健学研究科

理工学研究科

農学研究科

法務研究科

(課程)

第 6 条 地域共創研究科及び農学研究科に修士課程、医学研究科に修士課程及び博士課程、人文社会科学研究科、保健学研究科及び理工学研究科に博士課程、教育学研究科及び法務研究科に専門職学位課程を置く。

2 保健学研究科及び理工学研究科に置く博士課程は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

3 人文社会科学研究科に置く博士課程は、博士後期課程とする。

(課程の目的)

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(専攻及び講座)

第8条 研究科に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科

博士後期課程

比較地域文化専攻

地域共創研究科

地域共創専攻

教育学研究科

専門職学位課程

高度教職実践専攻

医学研究科

修士課程

医科学専攻

博士課程

医学専攻

保健学研究科

博士前期課程

保健学専攻

博士後期課程

保健学専攻

理工学研究科

博士前期課程

工学専攻、数理科学専攻、物質地球科学専攻、海洋自然科学専攻

博士後期課程

生産エネルギー工学専攻、総合知能工学専攻、海洋環境学専攻

農学研究科

亜熱帯農学専攻

法務研究科

法務専攻

(鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第9条 鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、琉球大学、佐賀大学及び鹿児島大学が協力するものとする。

2 前項に規定する連合農学研究科の連合講座は、佐賀大学農学部並びに鹿児島大学の農学部及び水産学部の教員とともに、琉球大学の農学部及び熱帯生物圏研究センターの教員が担当するものとする。

第3章 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第10条 第8条の各研究科に置く専攻の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程、博士前期課程		博士課程、博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	比較地域文化専攻			4人	12人		
地域共創研究科	地域共創専攻	35人	70人				
教育学研究科	高度教職実践専攻					20人	40人
医学研究科	医科学専攻	15人	30人				
	医学専攻			30人	120人		
	小計	15人	30人	30人	120人		
保健学研究科	保健学専攻	10人	20人	3人	9人		
理工学研究科	工学専攻	93人	186人				
	数理科学専攻	10人	20人				
	物質地球科学専攻	16人	32人				
	海洋自然科学専攻	26人	52人				
	生産エネルギー工学専攻			4人	12人		
	総合知能工学専攻			3人	9人		
	海洋環境学専攻			5人	15人		

	小計	145人	290人	12人	36人		
農学研究科	亜熱帯農学専攻	35人	70人				
法務研究科	法務専攻					16人	48人
合計		240人	480人	49人	177人	36人	88人

第4章 標準修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(標準修業年限)

第11条 課程の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 修士課程及び博士前期課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年
- (3) 医学研究科の博士課程 4年
- (4) 法務研究科の専門職学位課程 3年
- (5) 教育学研究科の専門職学位課程 2年

2 前項第1号の規定にかかわらず、修士課程及び博士前期課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(在学期間)

第12条 在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

(学年、学期及び休業日)

第13条 学年、学期及び休業日については、学則第9条から第11条までの規定を準用する。

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第14条 大学院は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を習得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第15条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 前項における授業科目の授業及び研究指導は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第9条第1項各号で定める資格を有し、研究科が認めた教員が行う。

3 第1項の規定にかかわらず、専門職学位課程における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、専門職学位課程は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行う。

4 前項における授業科目の授業は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第5条第1項で定める資格を有し、研究科が認めた教員が行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修)

第16条 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、履修した授業科目については、研究科委員会等の議を経て15単位を超えない範囲で認めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の専門職学位課程にあつては、次に掲げるとおりとする。

(1) 法務研究科にあつては、31単位を超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

(2) 教育学研究科の専門職学位課程にあつては、24単位を超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

4 第1項の履修期間は、在学期間に含まれる。

5 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数、履修方法等については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第18条 大学院は、各研究科の定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により第11条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第12条に定める在学期間を超えることはできない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第19条 研究科において、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院(他の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、研究科委員会等の議を経て、15 単位を超えない範囲で認めることができる。この場合において、当該単位数は、第 17 条の規定により修得した単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の専門職学位課程にあつては、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 法務研究科にあつては、第 17 条第 3 項第 1 号の規定により修得した単位と合わせて 30 単位(同条第 3 項第 1 号の規定により 30 単位を超えてみならず単位を除く。)を超えない範囲で認めることができる。
 - (2) 教育学研究科の専門職学位課程にあつては、第 17 条第 3 項第 2 号の規定により修得した単位と合わせて 24 単位を超えない範囲で認めることができる。

(授業科目)

第 20 条 大学院には、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとする。

2 研究科における授業科目及び単位数については、別に定める。

(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第 21 条 大学院が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、第 26 条の規定により準用する学則第 22 条第 3 項各号に定める時間をもって一単位とする。

(履修方法)

第 22 条 研究科における授業科目の履修方法については、別に定める。

(教育方法の特例)

第 23 条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第 24 条 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第 25 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができ

る。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(学則の準用)

第26条 大学院の授業の方法、各授業科目の単位の計算基準、単位の授与及び授業科目の履修の認定については、学則第19条、第22条及び第23条の規定を準用する。

第26条の2 大学院における特別の課程の履修証明については、学則第18条の規定を準用する。

2 この場合において、学則第18条中「本学」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

第6章 入学、転入学、再入学及び転学

(入学)

第27条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと研究科において認めるときは、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第28条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認められた者
 - (10) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - (11) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 3 医学研究科の博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 大学(医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程に限る。以下この項において同じ。)を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士(医学、歯学、獣医学又は薬学)の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に4年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認められた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(入学志願手続)

第29条 大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第30条 入学志願者に対しては、選抜を行い、研究科委員会等の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 前項の選抜は、学力検査、出身大学の調査書等を総合して行うものとする。

3 前項の選抜の方法、時期等についてはその都度定める。

(入学手続及び入学許可)

第31条 合格の通知を受けた者は、所定の書類に入学料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

(博士後期課程への進学)

第 32 条 大学院の博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、研究科長が進学を許可する。
(転入学)

第 33 条 学長は、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。以下同じ。)の学生で転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、研究科委員会等の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 転入学を希望する者は、現に在学する大学院の研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

(再入学)

第 34 条 学長は、第 38 条の規定による退学者で退学後 2 年以内に再入学を志願する者については、研究科委員会等の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(転学)

第 35 条 他の大学院に転学しようとする者は、研究科長を経て学長の許可を得なければならない。

第 7 章 休学、復学、退学及び除籍

(休学)

第 36 条 病気その他やむを得ない理由により 3 か月以上修学することができない者は、休学願いに医師の診断書その他の理由書を添え、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者については、研究科委員会等の議を経て期間を定め、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは休学期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。

(1) 修士課程及び博士前期課程 2 年

(2) 博士後期課程 3 年

(3) 医学研究科の博士課程 4 年

(4) 法務研究科の専門職学位課程 3 年

(5) 教育学研究科の専門職学位課程 2 年

5 休学期間は、第 12 条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

第 37 条 休学期間が満了した者又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第 38 条 大学院を退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 39 条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会等の議を経て、学長がこれを除籍する。

- (1) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第 12 条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第 36 条第 4 項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (5) 休学期間満了後、所定の手続きをしない者
- (6) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者

(7) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に該当する者(死亡した者を除く。)が、第 58 条に規定する懲戒の手段の対象となっている場合は、学長は、当該手段が終了するまでの間、除籍を留保することができる。この場合において、当該学生が退学処分を受けたときは、除籍を行わない。

3 前 2 項に規定するもののほか、除籍に関し必要な事項は、別に定める。

第 8 章 課程の修了要件及び学位の授与

(単位の認定)

第 40 条 単位修得の認定は、試験又は研究報告による。

2 試験又は研究報告等の成績により合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第 41 条 成績の評価は、A、B、C、D 又は F の 5 種の評語をもって表し、A、B、C 及び D を合格とし F を不合格とする。ただし、法務研究科については、別に定める。

2 前項に規定する成績評価の基準は、次のとおりとする。

区分	評語	評点(100 点満点中)	評価の内容
合格	A	90 点以上	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を収めている。
	B	80 点以上 90 点未満	到達目標を達成し、優秀な成績を収めている。
	C	70 点以上 80 点未満	到達目標を達成している。
	D	60 点以上 70 点未満	到達目標を最低限達成している。
不合格	F	60 点未満	到達目標を達成していない。

3 成績評価について必要な事項は、各研究科が別に定める。

(成績根拠資料の保存)

第 41 条の 2 科目担当教員は、定期試験に係る試験問題、学生から提出された答案、レポート、出席確認表等（以下「成績根拠資料」という。）を保存しなければならない。

2 成績根拠資料の保存に関し必要な事項は、別に定める。

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第 42 条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、大学院に 2 年(2 年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第 43 条 博士後期課程の修了要件は、大学院に 3 年以上在学し、12 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 第 11 条第 2 項の規定により標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び前条第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了要件については、前項ただし書中「1 年」とあるのは、「修士課程又は博士前期課程における在学期間を含めて「3 年」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

(医学研究科の博士課程の修了要件)

第 44 条 医学研究科の博士課程の修了要件は、大学院に 4 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

(法務研究科の専門職学位課程の修了要件)

第 45 条 法務研究科の専門職学位課程の修了要件は、大学院に 3 年以上在学し、94 単位以上を修得し、かつ、3 年修了時において別に定める GPA の一定基準を満たすこととする。

2 前項の在学期間に関しては、第 19 条第 1 項の規定により大学院法務研究科に入学する前に修得した単位(学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を大学院法務研究科において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により大学院法務研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で大学院法務研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

- 3 法務研究科は、法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第1項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法務研究科が認める期間在学し、同項に規定する単位については1年次配当科目のうち29単位(令和4年10月1日施行後の司法試験法第4条第2項の規定により在学中受験を希望する者については31単位)を超えない範囲で法務研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことができる期間は、第2項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。
- 5 第3項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第17条及び第19条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第3項及び第17条第3項第1号の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(教育学研究科の専門職学位課程の修了要件)

第46条 教育学研究科の専門職学位課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、48単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。

- 2 前項の在学期間に関しては、第19条第1項の規定により大学院教育学研究科専門職学位課程(以下、本項において「当該専門職学位課程」という。)に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後に修得したものに限り。)を当該専門職学位課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職学位課程の一部を履修したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職学位課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 3 教育学研究科は、教育上有益であると認めるときは、当該研究科に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、第1項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(学位の授与)

第47条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 専門職学位課程を修了した者には、専門職学位を授与する。
- 4 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 48 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 大学院において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	教員の免許状の種類	免許教科
地域共創研究科	地域共創専攻	中学校教諭専修免許状	国語、社会、保健体育、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、保健体育、英語
教育学研究科	高度教職実践専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語、宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、家庭、工業、英語、情報、農業、商業、水産、福祉、宗教
		特別支援学校教諭専修免許状 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	
		幼稚園教諭専修免許状	
		養護教諭専修免許状	
		栄養教諭専修免許状	
保健学研究科	保健学専攻	養護教諭専修免許状	
理工学研究科	工学専攻	高等学校教諭専修免許状	情報、工業
	数理科学専攻	中学校教諭専修免許状	数学

		高等学校教諭専修免許状	
	物質地球科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科
	海洋自然科学専攻		
農学研究科	亜熱帯農学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業

第10章 検定料、入学料、授業料及び学修支援料

(検定料、入学料、授業料及び学修支援料)

第49条 検定料、入学料、授業料及び学修支援料の額は、国立大学法人琉球大学料金規程の定めるところによる。

- 2 検定料、入学料及び授業料の徴収方法、免除及び徴収猶予については、学則第47条から第49条まで、第50条及び第51条の規定を準用する。
- 3 第55条に定める法務学修生については、検定料及び入学料は徴収しない。
- 4 法務学修生の学修支援料は、法務研究科を修了後、引き続き法務学修生となった場合、最初の6か月分はこれを徴収しない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、大学院の修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き大学院の博士課程又は博士後期課程に進学する者については、検定料及び入学料を徴収しない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、琉球大学工学部及び理工学研究科博士前期課程(数理科学専攻、物質地球科学専攻及び海洋自然科学専攻を除く。)が実施するグローバルエンジニアプログラムを履修する者が、同課程に入学する場合は、検定料及び入学料を徴収しない。
- 7 第1項の規定にかかわらず、教育学部附属小学校及び中学校の教員が、当該校長の許可を得て教育学研究科に入学する場合又は大学院の社会人特別選抜(現職高等学校教員等)により入学する場合は、授業料を徴収しない。ただし、第11条第1項に定める標準修業年限(第18条第1項により長期にわたる教育課程の履修を認められた場合にあつては同条第2項に規定する計画的な教育課程の修業年限)を超えて在学する場合は、その超えた期間の授業料を徴収する。
- 8 大学院に在学する者のうち、人物及び研究業績(学業成績を含む。)が特に優秀と認められる者等(「学術研究優秀者」という。)の授業料を免除する。

- 9 第1項の規定にかかわらず、外国の大学院等と大学院理工学研究科とのダブルディグリープログラムに関する協定に基づく、外国の大学院等の学生に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しない。
- 10 第1項の規定にかかわらず、国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラムにより大学院に入学する私費外国人留学生については、入学料は徴収しない。
- 11 第2項の規定にかかわらず、教育学研究科高度教職実践専攻に在学する者については、別に定める基準により、授業料を免除又は徴収猶予する。

(納付した授業料等)

第50条 納付した検定料、入学料、授業料及び学修支援料は還付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法務研究科においては、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となった場合には、当該者の申出により、第2段階目の選抜に係る額に相当する額を還付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を還付する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料に相当する額を還付する。

第11章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生、法務学修生及び外国人学生

(特別聴講学生)

第51条 学長は、大学院において、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、その履修を認めることができる。

- 2 前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

(特別研究学生)

第52条 学長は、大学院において、研究指導を受けようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、その受入れを認めることができる。

- 2 前項により受け入れた学生は、特別研究学生と称する。

(科目等履修生)

第53条 学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科委員会等の議を経て、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

- 2 学則第17条の3の規定により大学院の授業科目の履修を認められた者(以下「早期履修生」という。)は、科目等履修生として取り扱う。この場合において、早期履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 54 条 学長は、大学院において、特定の専門事項について研究しようとする者がいるときは、研究科委員会等の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

(法務学修生)

第 55 条 学長は、法務研究科の課程を修了した者で、司法試験のため大学院の学修環境下で自主学修を希望する者がいるときは、法務研究科委員会の議を経て、法務学修生として在籍を許可することができる。

(外国人学生)

第 56 条 学長は、外国人で大学院に入学を志願する者がいるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人学生については、定員外とすることができる。

第 12 章 賞罰

(表彰)

第 57 条 学生として、表彰に値する行為があった者は、琉球大学学生表彰規程の定めるところにより、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第 58 条 学生が、琉球大学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の停学の期間は、第 12 条に規定する在学期間に算入し、第 11 条に規定する標準修業年限には算入しないものとする。ただし、停学の期間が短期(1 か月以下)の場合には、標準修業年限に算入することができる。

4 懲戒による退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

5 懲戒の手続きその他必要な事項については、別に定める。

第 13 章 雑則

(準用規定)

第 59 条 学生については、この学則及び研究科規程に定めるもののほか、学則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

2 前項の場合において、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会等」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この学則は、昭和 52 年 5 月 2 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 8 月 30 日)

この学則は、昭和 52 年 8 月 30 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 1 日)

この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 3 月 27 日)

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、昭和 58 年度における農学研究科各専攻の総定員は、次の表のとおりとする。

農学専攻	22 名
農芸化学専攻	19 名
農業工学専攻	5 名
畜産学専攻	19 名
林学専攻	15 名
小計	80 名

附 則(昭和 58 年 7 月 26 日)

この学則は、昭和 58 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 2 月 26 日)

この学則は、昭和 60 年 2 月 26 日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 60 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、昭和 60 年度における工学研究科各専攻の総定員は、次の表のとおりとする。

機械工学専攻	4 人
建設工学専攻	6 人
電気・情報工学専攻	5 人
小計	15 人

附 則(昭和61年3月31日)

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、昭和61年度における保健学研究科保健学専攻の総定員は、10人とする。

附 則(昭和62年4月1日)

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、法学研究科法学専攻及び医学研究科各専攻の年度別総定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	昭和62年度
法学研究科	法学専攻	10人

研究科名	専攻名	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度
医学研究科	形態機能系専攻	10人	20人	30人
	生体制御系専攻	13人	26人	39人
	環境生態系専攻	7人	14人	21人

附 則(昭和63年2月23日)

この学則は、昭和63年2月23日から施行する。

附 則(平成元年3月28日)

- 1 この学則は、平成元年3月28日から施行する。
- 2 琉球大学大学院学則の一部を改正する学則(昭和62年4月1日制定)附則第2項の改正規定は、平成元年1月8日から適用する。

附 則(平成2年4月1日)

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成2年度における教育学研究科各専攻の総定員は、次の表のとおりとする。

学校教育専攻	5人
教科教育専攻	15人
小計	20人

附 則(平成3年4月1日)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成3年度における工学研究科機械工学専攻の総定員は、12人とする。

附 則(平成3年5月21日)

この学則は、平成3年5月21日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成3年8月27日)

この学則は、平成3年8月27日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則(平成4年3月27日)

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年10月19日)

この学則は、平成5年10月19日から施行する。

附 則(平成5年11月30日)

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月22日)

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第4条の2の改正規定は、平成6年6月24日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成6年度における教育学研究科教科教育専攻の収容定員は、39人とする。

附 則(平成6年9月27日)

この学則は、平成6年9月27日から施行し、平成6年8月10日から適用する。

附 則(平成7年3月28日)

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日に法学研究科の法学専攻、農学研究科の農学専攻、農芸化学専攻、農業工学専攻、畜産学専攻及び林学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 法学研究科の法学専攻、農学研究科の農学専攻、農芸化学専攻、農業工学専攻、畜産学専攻及び林学専攻は改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、平成7年3月31日に法学研究科及び農学研究科の当該専攻に在学する者が法学研究科及び農学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻及び地域文化専攻、農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻の平成7年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

人文社会科学研究科	応用法学・社会科学専攻	17人
	地域文化専攻	17人

	小計	34人
農学研究科	生物生産学専攻	16人
	生産環境学専攻	12人
	生物資源科学専攻	12人
	小計	40人

附 則(平成8年3月26日)

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、平成8年度における教育学研究科教科教育専攻及び理学研究科各専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
教育学研究科	教科教育専攻	54人
	小計	54人
理学研究科	数学専攻	14人
	物理学専攻	14人
	化学専攻	12人
	生物学専攻	12人
	海洋学専攻	15人
	小計	67人

附 則(平成9年3月25日)

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日に工学研究科の機械工学専攻、建設工学専攻、電気・情報工学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 工学研究科の機械工学専攻、建設工学専攻、電気・情報工学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に工学研究科の当該専攻に在学する者が工学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、工学研究科の各専攻の平成9年度から平成10年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成9年度		平成10年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
工学研究科	機械システム工学専攻	22人			
	環境建設工学専攻	18人			
	電気電子工学専攻	18人			
	情報工学専攻	12人			
	生産エネルギー工学専		4人		8人

	攻				
	総合知能工学専攻		3人		6人
	小計	70人	7人		14人

附 則(平成10年3月31日)

- この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 平成10年3月31日に理学研究科の数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻、海洋学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 理学研究科の数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻及び海洋学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成10年3月31日に理学研究科の当該専攻に在学する者が理学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第5条の規定にかかわらず、理工学研究科の各専攻の平成10年度から平成11年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成10年度		平成11年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
理工学研究科	数理科学専攻	12人			
	物質地球科学専攻	20人			
	海洋自然科学専攻	26人			
	生産エネルギー工学専攻		8人		
	総合知能工学専攻		6人		
	海洋環境学専攻		5人		10人
	小計	198人	19人		31人

附 則(平成12年7月25日)

この学則は、平成12年7月25日から施行する。

附 則(平成13年3月30日)

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。
- 平成13年3月31日に人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻、地域文化専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻、地域文化専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に人文社会科学研究科の当該専攻に在学する者が人文社会科学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、人文社会科学研究科の各専攻の平成13年度における収容定員は、次の表のとおりとする

研究科名	専攻名	平成13年度
人文社会科学研究科	総合社会システム専攻	21人
	人間科学専攻	17人
	国際言語文化専攻	13人
	小計	51人

附 則(平成13年9月18日)

この学則は、平成13年9月18日から施行する。

附 則(平成14年12月17日)

この学則は、平成14年12月17日から施行する。

附 則(平成15年3月28日)

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 平成15年3月31日に医学研究科の形態機能系専攻、生体制御系専攻、環境生態系専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 医学研究科の形態機能系専攻、生体制御系専攻、環境生態系専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成15年3月31日に医学研究科の当該専攻に在学する者が医学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第5条の規定にかかわらず、医学研究科の各専攻の平成15年度から平成17年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成15年度	平成16年度	平成17年度
医学研究科	医科学専攻	25人	50人	75人
	感染制御医科学専攻	13人	26人	39人
	小計	38人	76人	114人

附 則(平成15年4月21日)

この学則は、平成15年4月21日から施行し、平成15年2月1日から適用する。

附 則(平成16年4月1日)

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月15日)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月24日)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の 30 条の規定にかかわらず、平成 17 年度以前入学者(再入学については、当初の入学年度が平成 17 年度以前入学者)の成績の評価は、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 16 日)

この学則は、平成 18 年 3 月 16 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 28 日)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、人文社会学研究科の比較地域文化専攻の平成 18 年度から平成 19 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 18 年度		平成 19 年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
人文社会学研究科	比較地域文化専攻		4 人		8 人

附 則(平成 19 年 2 月 27 日)

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、保健学研究科の保健学専攻の平成 19 年度から平成 20 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 19 年度		平成 20 年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
保健学研究科	保健学専攻		3 人		6 人

附 則(平成 19 年 4 月 24 日)

この学則は、平成 19 年 4 月 24 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 9 月 25 日)

この学則は、平成 19 年 9 月 25 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 11 月 20 日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 6 日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 18 日)

この学則は、平成 20 年 2 月 18 日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則(平成 20 年 2 月 28 日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 24 日)

この学則は、平成 20 年 6 月 24 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 25 日)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 1 月 27 日)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、観光科学研究科の観光科学専攻の平成 21 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 21 年度
観光科学研究科	観光科学専攻	6 人

附 則(平成 21 年 3 月 24 日)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 28 日)

この学則は、平成 21 年 7 月 28 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日)

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、理工学研究科博士前期課程の情報工学専攻の平成 22 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 22 年度
理工学研究科 (博士前期課程)	情報工学専攻	30 人

- 3 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、法務研究科法務専攻の平成 22 年度及び平成 23 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 22 年度	平成 23 年度
法務研究科	法務専攻	82 人	74 人

附 則(平成 22 年 9 月 27 日)

この学則は、平成 22 年 9 月 27 日から施行する。

附 則(平成 23 年 1 月 25 日)

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 22 日)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日に農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻は改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日に農学研究科の当該専攻に在学する者が農学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、理工学研究科博士前期課程及び農学研究科修士課程の各専攻の平成 23 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 23 年度
理工学研究科 (博士前期課程)	機械システム工学専攻	49 人
	環境建設工学専攻	42 人
	電気電子工学専攻	42 人
	情報工学専攻	36 人
	数理科学専攻	22 人
	物質地球科学専攻	36 人
	海洋自然科学専攻	52 人
農学研究科	亜熱帯農学専攻	35 人
	(従前の専攻)	
	生物生産学専攻	16 人
	生産環境学専攻	12 人
	生物資源科学専攻	12 人

附 則(平成 23 年 9 月 27 日)

この学則は、平成 23 年 9 月 27 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 28 日)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 32 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に人文社会科学研究科の国際言語文化専攻に在学していた者については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日)

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 24 日)

この学則は、平成 24 年 7 月 24 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 2 月 19 日)

この学則は、平成 25 年 2 月 19 日から施行し、平成 24 年度入学者から適用する。

附 則(平成 25 年 6 月 25 日)

この学則は、平成 25 年 6 月 25 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日)

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日に医学研究科博士課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 医学研究科の医科学専攻、感染制御医科学専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日に医学研究科の当該専攻に在学する者が医学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、医学研究科博士課程の各専攻の平成 26 年度から平成 28 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
医学研究科	医学専攻	30 人	60 人	90 人
	(従前の専攻)			
	医科学専攻	75 人	50 人	25 人
	感染制御医科学専攻	39 人	26 人	13 人
	小計	144 人	136 人	128 人

附 則(平成 27 年 10 月 21 日)

この学則は、平成 27 年 10 月 21 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 23 日)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育専攻、教科教育専攻及び高度教職実践専攻の平成 28 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 28 年度
教育学研究科	学校教育専攻	8 人
	教科教育専攻	36 人
	高度教職実践専攻	14 人
	小計	58 人

附 則(平成 28 年 3 月 22 日)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 8 日)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 8 日)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 20 日)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 24 条第 2 項の規定については、平成 29 年 12 月 20 日から適用する。

附 則(平成 29 年 12 月 27 日)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 27 日)

この学則は、平成 30 年 6 月 27 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 26 日)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 27 日)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学研究科特別支援教育専攻は、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に教育学研究科の特別支援教育専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する教育学研究科特別支援教育専攻に在学する者については、当該所要資格を取得できる教育の免許状の種類は、改正後の第 48 条第 2 項にかかわらず、なお、従前の例による。
- 4 教育学研究科の特別支援教育専攻、教科教育専攻及び高度教職実践専攻の平成 31 年度における収容定員は、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	平成 31 年度
教育学研究科	特別支援教育専攻	3 人
	教科教育専攻	21 人
	高度教職実践専攻	34 人

附 則(令和 2 年 2 月 19 日)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学研究科修士課程は、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 前項の規定により存続する教育学研究科修士課程に在学する者については、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の第 48 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の第 10 条の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育専攻及び教科教育専攻の令和 2 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和 2 年度
教育学研究科	学校教育専攻	3 人
	教科教育専攻	9 人

附 則(令和 3 年 3 月 17 日)

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 17 条第 3 項第 1 号及び第 45 条の規定については、平成 31 年度入学生から適用する。
- 2 理工学研究科の機械システム工学専攻、環境建設工学専攻、電気電子工学専攻及び情報工学専攻は、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に同専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する理工学研究科の機械システム工学専攻、環境建設工学専攻、電気電子工学専攻及び情報工学専攻に在学する者については、当該所要資格を取得できる教育の免許状の種類は、改正後の第 48 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 理工学研究科の機械システム工学専攻、環境建設工学専攻、電気電子工学専攻及び情報工学専攻の令和 3 年度における収容定員は、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和 3 年度
理工学研究科	機械システム工学専攻	27 人
	環境建設工学専攻	24 人
	電気電子工学専攻	24 人
	情報工学専攻	18 人

- 5 改正後の第 17 条第 3 項第 1 号及び第 45 条の規定にかかわらず、平成 30 年度以前に法務研究科に在学していた者については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 9 月 29 日)

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則を施行するために必要な手続その他の行為は、この学則の施行前においても行うことができる。
- 3 人文社会科学研究科の総合社会システム専攻、人間科学専攻、国際言語文化専攻及び観光科学研究科の観光科学専攻は、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日に同専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 4 人文社会科学研究科の総合社会システム専攻、人間科学専攻、国際言語文化専攻、観光科学研究科の観光科学専攻及び地域共創研究科の地域共創専攻の令和4年度における収容定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和4年度
人文社会科学研究科	総合社会システム専攻	17人
	人間科学専攻	16人
	国際言語文化専攻	12人
観光科学研究科	観光科学専攻	6人
地域共創研究科	地域共創専攻	35人

附 則(令和4年3月2日)

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 附則(令和3年9月29日)第3項の規定により存続する人文社会科学研究科の総合社会システム専攻、人間科学専攻及び国際言語文化専攻に在学する者については、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の第48条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月30日)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月28日)

この学則は、令和5年7月28日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和6年3月27日)

- この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の第58条の規定は、施行日以降に付議された懲戒事案から適用する。

○琉球大学学位規則

(昭和 62 年 4 月 1 日制定)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、琉球大学学則第 44 条第 2 項及び琉球大学大学院学則第 47 条第 4 項の規定に基づき、琉球大学(以下「本学」という。)が行う学位授与の論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関する必要な事項を定める。

(学士の学位授与の要件)

第 2 条 学士の学位授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第 3 条 修士の学位の授与は、本学大学院修士課程(保健学研究科及び理工学研究科においては、博士前期課程をいう。以下「修士課程」という。)を修了した者に対し行う。

(博士の学位授与の要件)

第 4 条 博士の学位の授与は、本学大学院博士課程を修了した者に対し行う。

(専門職学位の授与の要件)

第 4 条の 2 専門職学位の授与は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に対し行う。

(論文提出による博士)

第 5 条 第 4 条に定めるもののほか、博士の学位の授与は、本学大学院の行う博士の学位論文の審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者に対し行うことができる。

(学位論文の提出)

第 6 条 修士の学位論文(大学院学則第 42 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)及び博士の学位論文は、研究科長に提出する。

2 本学大学院の課程を経る者の博士の学位論文は、学位審査願、論文目録、論文要旨及び履歴書を添え、研究科長を経て学長に提出する。

(学位授与の申請)

第 7 条 第 5 条の規定による学位授与の申請をしようとする者は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文要旨及び履歴書並びに所定の審査料を添え、研究科長を経て学長に申請する。

2 本学大学院の博士課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が学位論文を提出するときは、前項の規定による。ただし、退学後 1 年以内に論文を提出したときは、審査料を免除する。

第 8 条 提出する学位論文は、1 編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

第 9 条 研究科委員会(医学研究科にあつては教授会をもって充てる。以下「研究科委員会等」という。)は、審査のため必要があるときは、論文の訳本、模型及び標本等の提出を求めることができる。

第 10 条 受理した学位論文は、返付しない。

(審査の付託)

第 11 条 研究科長並びに学長は、第 6 条及び第 7 条の規定による学位論文を受理したときは、研究科委員会等に審査を付託しなければならない。

(学位論文の審査)

第 12 条 研究科委員会等は、学位論文の審査を付託されたときは、審査会を設置し、その審査を委嘱しなければならない。

2 審査会は、3 人以上の審査委員をもって組織する。

3 審査会は、学位論文の審査のほか最終試験、又は学力の確認を行う。

4 各研究科は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等に審査委員として協力を求めることができる。

(最終試験)

第 13 条 最終試験は、学位論文の審査終了後、学位論文を中心としてこれに関連のある科目について、口頭又は筆答によって行う。

(学力の確認)

第 14 条 第 5 条の規定による学力の確認は、専攻の学術に関し、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学識及び研究能力について、口頭又は筆答によって行う。この場合外国語は、研究科委員会等が特別の理由があると認めた場合を除いて、2 種類を課する。

2 本学大学院の博士課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が退学後 3 年以内に学位論文を提出したときは、前項の学力の確認を免除することができる。

(審査の期間)

第 15 条 学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、修士にあつては、その在学期間中に、博士にあつては、学位論文を受理した日から 1 年以内に終了しなければならない。

(研究科委員会等への報告)

第 16 条 審査会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その審査要旨に意見を付して、最終試験又は学力の確認の成績とともに、文書で研究科委員会等に報告しなければならない。

(研究科委員会等の議決)

第 17 条 研究科委員会等は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決する。

2 前項の議決は、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第 18 条 学部長は、教授会が学士の学位授与の可否を議決したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

2 研究科長は、研究科委員会等が前条第 1 項の議決をしたときは、学位論文の審査要旨、最終試験又は学力の確認の成績を添えて議決の結果とともに、文書で学長に報告しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の研究科長は、当該研究科委員会が専門職学位の学位授与の可否を議決したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第19条 学長は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、授与すべき者には、所定の学位記を交付し、授与できない者には、その旨を本人に通知する。

2 学長は、前項によって学位を授与したときは、当該学部長又は研究科長に通知する。

(博士の学位授与の報告)

第20条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第12条の規定により、文部科学大臣に報告する。

(博士の学位論文要旨の公表)

第21条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨を本学の学術リポジトリの利用により公表する。

(博士の学位論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の学術リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野の名称)

第22条の2 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記する。

2 専攻分野の名称は、次の表のとおりとする。

(学士の専攻分野の名称)

学部	学科	名称
人文社会学部	国際法政学科	法学、政策科学・国際関係論
	人間社会学科	人文社会
	琉球アジア文化学科	人文社会
国際地域創造学部	国際地域創造学科	観光学、経営学、経済学、人文学
教育学部		教育学
理学部		理学
医学部	医学科	医学
	保健学科	保健学
工学部		工学
農学部	亜熱帯地域農学科	農学
	亜熱帯生物資源科学科	
	地域農業工学科	
	亜熱帯農林環境科学科	

(修士又は博士の専攻分野の名称)

研究科	名称	
	修士	博士
人文社会科学研究科		学術
地域共創研究科	公共社会、経済経営、言語表象、文化・環境、臨床心理	
医学研究科	医科学	医学
保健学研究科	保健学	保健学
理工学研究科	理学、工学	理学、工学、学術
農学研究科	農学	

(専門職学位課程において授与する学位)

第22条の3 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2の規定に基づき、専門職学位課程において授与する学位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法務研究科の専門職学位課程において授与する学位は、法務博士(専門職)とする。
 - (2) 教育学研究科の専門職学位課程において授与する学位は、教職修士(専門職)とする。
- (学位の名称)

第23条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「琉球大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消し)

第24条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士にあつては教授会、修士、博士及び専門職学位にあつては研究科委員会等の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 教授会又は研究科委員会等において前項の議決をする場合は、学士にあつては教授会規程の規定、修士、博士及び専門職学位にあつては、第17条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第25条 学位記の様式は、学士にあつては、別表第1、修士にあつては別表第2、博士にあつては別表第3又は第4、専門職学位にあつては別表第5又は第6のとおりとする。

(雑則)

第26条 この規則で定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学部長又は研究科長が学長の承認を経て定めることができる。

(改廃)

第27条 この規程の改廃は、教育研究評議会の審議及び役員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成2年4月1日)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年8月27日)

この規則は、平成3年8月27日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則(平成5年9月28日)

- 1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、従前の規定による法文学部の文学科、史学科及び社会学科の学生については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月28日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日に大学院法学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月25日)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日に大学院理学研究科修士課程に在学していた者については、改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月30日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、平成13年1月6日から適用する。
- 2 平成13年3月31日に大学院人文社会科学研究科に在学していた者については、改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月15日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月27日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(法文学部総合社会システム学科の経過措置)
- 2 平成19年3月31日に総合社会システム学科に在学していた者で、引き続き同学科に在学するものについては、改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(法文学部産業経営学科の経過措置)

- 3 平成20年3月31日に法文学部産業経営学科に在学していた者で、引き続き同学科に在学するものについては、改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。なお、平成20年4月1日から観光産業科学部産業経営学科に在学するものについては、改正後の第22条の2第2項の規定に基づき学位を授与するものとする。

附 則(平成21年1月27日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月25日)

- 1 この規則は、平成25年9月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第21条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第22条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成28年2月23日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月28日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 法文学部及び観光産業科学部に在学する者については、改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月23日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に大学院教育学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第22条の2第2項及び第25条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和4年3月31日に大学院人文社会科学研究科博士前期課程及び大学院観光学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第22条の2及び第25条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月12日)

この規則は、令和6年3月12日から施行する。

別表第1

(大学を卒業した場合)

(A4判)

第 号

卒業証書・学位記

大 学 印

氏 名

年 月 日生

本学〇〇学部〇〇〇〇学科

所定の課程を修めて本学を

卒業したことを認め学士(〇〇)

の学位を授与する

年 月 日

琉球大学〇〇学部長

琉球大学長

氏 名 印

氏 名 印

別表第2

(大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した場合)

(A4判)

□は研究科の頭文字を記入する。ただし、保健学及び理工学研究科にあつては、保健及び理工とする。

	□修第	号
学 位 記		
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 大 学 印 </div>	氏 名	
年 月 日 生		
<p>本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程（博士前期課程） において所定の単位を修得し学位論文（特定の課題について の研究の成果）の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇） の学位を授与する</p>		
年 月 日		
琉 球 大 学 長		
氏 名		<div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto;"></div> 印

別表第3

(大学院の博士課程を修了した場合)

(A4判)

保健及び理工とする。

□は研究科の頭文字を記入する。ただし、保健学及び理工学研究科にあつては、

		□研第		号	
学		位		記	
大学印		氏		名	
		年		月	日生
本学大学院〇〇研究科 〇〇専攻の博士課程において					
所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格					
したので博士(〇〇)の学位を授与する					
		年		月	日
琉球大学長					
氏		名		印	

別表第4

(論文提出による場合)

(A4判)

□は研究科の頭文字を記入する。ただし、保健学及び理工学研究科にあつては、保健及び理工とする。

		□論第		号	
学		位		記	
大学印		氏		名	
		年		月	日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び最終試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する					
		年		月	日
琉球大学長					
氏		名		印	

別表第5

(法務研究科(専門職学位課程)を修了した場合)

(A4判)

	法研第	号
学位記		
大学印	氏名	
	年月日生	
本学大学院法務研究科法務専攻専門職学位課程において所定の単位を修得し一定の成績を修めたので法務博士(専門職)の学位を授与する		
年月日		
琉球大学長		
氏名		印

別表第6

(教育学研究科高度教職実践専攻(専門職学位課程)を修了した場合) (A4判)

教職修第		号
学 位 記		
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">大 学 印</div>	氏 名	
	年 月 日生	
本学大学院教育学研究科高度教職実践専攻専門職学位課程において所定の単位を修得し一定の成績を修めたので教育博士(専門職)の学位を授与する		
年 月 日		
琉 球 大 学 長		
氏 名		<div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 50px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>

琉球大学大学院医学研究科規程

昭和 62 年 4 月 1 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人琉球大学組織規則第 29 条第 4 項の規定に基づき、琉球大学大学院学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、琉球大学大学院医学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第 1 条の 2 本研究科は、南に開かれた地域特性を踏まえ、医学の分野において、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備え、かつ、教育・研究及び診療の分野で指導的役割を担う人材の養成を図ることを目的とする。

(専攻)

第 2 条 研究科に、次の専攻を置く。

修士課程 医科学専攻
博士課程 医学専攻

(教育方法)

第 3 条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

(主指導教員)

第 4 条 授業科目の履修指導及び研究指導を行うため、各学生に主指導教員を置く。

- 2 主指導教員は、学生の所属する専攻の専任の教授をもって充てる。
- 3 主指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り琉球大学大学院医学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）の議を経て変更を認めることがある。

(副指導教員)

第 4 条の 2 研究倫理教育の充実を目的として、各学生に副指導教員を置く。

- 2 副指導教員は、研究科の専任の教授又は准教授をもって充てる。
- 3 副指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り学務委員会の推薦により、研究科教授会の議を経て変更を認めることがある。

(授業科目及び単位数)

第 5 条 研究科における授業科目及び単位数は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げるとおりとする。

(履修方法)

第 6 条 学生は、履修する授業科目の選択に当たっては、主指導教員の指導の下に、次の各号に掲げるところにより履修するものとする。

- (1) 修士課程にあつては、共通教育科目（必修）22 単位、共通教育科目（選択必修）2 単位、専門教育科目（選択）6 単位、計 30 単位以上を履修

- (2) 博士課程（医学専攻）にあつては、共通科目 10 単位、プロジェクト関連科目から 4 単位、特別演習 4 単位、大学院特別研究Ⅰ 4 単位、大学院特別研究Ⅱ 4 単位、専門科目 4 単位、計 30 単位以上を履修
- 2 学生は、学期の始めに履修しようとする授業科目を当該科目担当教員の承認を得て、所定の様式により研究科長に届けなければならない。

（単位の認定）

第 7 条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行う。

- 2 病気その他やむを得ない事由により、試験を受けることができなかつた者については追試験を行うことができる。
- 3 追試験の時期は、研究科教授会が別に定める。

（成績の評価）

第 7 条の 2 成績の評価は、定期試験の成績、授業への出席状況、課題への取組み、研究報告等を考慮して行う。授業の 3 分の 1 以上を欠席した者には単位を与えない。

- 2 成績評価の基準は、学則第 41 条に定めるとおりとする。

（研究課題）

第 8 条 学生は、入学後所定の期日までに主指導教員の承認を得て研究課題を決め、研究計画書（様式第 1 号）により、研究科長に届けなければならない。

- 2 前項において、主指導教員は、研究指導の計画を学生にあらかじめ明示するものとする。

（他の大学院等における授業科目の履修）

第 9 条 学生は、研究科教授会の承認を得て、学則第 17 条の規定に基づき、他の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10 単位を超えない範囲で第 6 条に規定する単位として認めることができる。

（他の大学院等における研究指導）

第 10 条 学生は、研究科教授会の承認を得て学則第 25 条の規定に基づき、他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。

（学位論文の提出）

第 11 条 学生は、主指導教員の承認を得て、研究科教授会が別に定める期日までに学位論文を研究科長に提出しなければならない。

（学位論文の審査及び最終試験）

第 12 条 学位論文の審査及び最終試験については、研究科教授会が別に定める。

（課程の修了要件）

第 13 条 修士課程の修了要件は、研究科に 2 年以上在学し、第 6 条に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、研究科教授会が別に定めるところにより優れた研究業績を上げた者と認めた場合には 1 年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士課程の修了要件は、研究科に 4 年以上在学し、第 6 条に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、研究科教授会が別に定めるところにより優れた研究業績を上げた者と認めた場合には3年以上在学すれば足りるものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科教授会が別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経て研究科長が行う。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成15年3月31日に在学していた者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月14日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年12月14日から施行する。

2 平成22年3月31日に在学していた者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成26年2月12日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日に在籍していた者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 26 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 11 日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 5 条別表第 1 及び別表第 2 は、平成 26 年度の入学者から適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 8 日）

この規程は、平成 27 年 4 月 8 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。改正後の第 5 条別表第 2 は、平成 26 年度の入学者から適用する。

附 則（平成 30 年 2 月 14 日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 13 日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。第 5 条別表第 2 については、平成 31 年度以降の入学者から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 9 日）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 8 日）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 7 条の 2 第 2 項の規定については、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 5 月 10 日）

この規程は、令和 5 年 5 月 10 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 13 日）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 12 日）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

(修士課程 医科学専攻)

区 分	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数			備 考
			講義	演習	実習	
共通教育科目	研 究 方 法 概 論	1~2	2			必修
	生 命 倫 理 概 論	1~2	2			必修
	社 会 医 学 概 論	1~2	2			必修
	生 命 工 学 概 論	1~2	4			必修
	基 礎 医 学 概 論	1~2	2			必修
	臨 床 医 学 概 論	1~2	2			必修
	医 科 学 研 究 実 習 I	1			4	必修
	医 科 学 研 究 実 習 II	2			4	
	人 体 構 造 実 習	1~2			2	1科目選択 必修
	病 院 実 習	1~2			2	
専門教育科目	人 体 解 剖 学 特 論	1~2	2			選択
	神 經 解 剖 学 特 論	1~2	2			
	細 胞 生 理 学 特 論	1~2	2			
	人 体 生 理 学 特 論	1~2	2			
	医 化 学 特 論	1~2	2			
	生 化 学 特 論	1~2	2			
	分 子 病 理 学 特 論	1~2	2			
	病 態 細 胞 生 物 学 特 論	1~2	2			
	細 菌 学 特 論	1~2	2			
	病 原 ウ イ ル ス 学 特 論	1~2	2			
	免 疫 学 ・ 寄 生 虫 学 特 論	1~2	2			
	熱 帯 医 学 特 論	1~2	2			
	薬 物 作 用 学 特 論	1~2	2			
	公 衆 衛 生 学 ・ 疫 学 特 論	1~2	2			
	法 医 学 特 論	1~2	2			
	ゲ ノ ム 情 報 学 特 論	1~2	2			
	人 類 遺 伝 学 特 論	1~2	2			
	病 態 神 經 精 神 医 学 特 論	1~2	2			
	心 身 医 学 特 論	1~2	2			
	放 射 線 診 断 治 療 学 特 論	1~2	2			
	放 射 線 治 療 物 理 学 概 論	1~2	2			
	放 射 線 治 療 物 理 学 実 習	1~2			2	
	運 動 器 学 ・ 運 動 再 建 学 特 論	1~2	2			
	脳 神 經 外 科 学 特 論	1~2	2			
	生 活 習 慣 病 特 論	1~2	2			
	薬 物 治 療 学 特 論	1~2	2			
	小 児 病 態 腎 臓 病 学 特 論	1~2	2			
	臨 床 感 染 疫 学 特 論	1~2	2			
	循 環 器 臨 床 疫 学 特 論	1~2	2			
	臨 床 研 究 教 育 管 理 学 特 論	1~2	2			
先 進 医 療 創 成 科 学 特 論	1~2	2				

別表第2 (第5条関係)

(博士課程 医学専攻)

区分	研究講座プロジェクト名	授 業 科 目	履修年次	単 位 数			備 考
				講義	演習	実習	
共通科目	複数の講座で分担	研究 方法 論 概 論	1	2			必修
		実 験 動 物 学 概 論	1	2			
		情 報 医 科 学 概 論	1	2			
		研 究 ・ 生 命 倫 理 概 論	1	2			
		分 子 細 胞 生 物 学 概 論	1	2			
プロジェクト 関連科目	健康長寿医学プロジェクト	健康長寿医学概論	1	4			選択必修
	亜熱帯医学プロジェクト	亜熱帯医学概論	1	4			
	社会医学プロジェクト	社会医学概論	1	4			
	再生・再建医学プロジェクト	再生・再建医学概論	1	4			
	臨床研究教育管理学プロジェクト	臨床研究教育管理学概論	1	4			
専 門 科 目	システム生理学	システム生理学特論	2~3	2			選択必修
	放射線診断治療学	放射線診断治療学特論	2~3	2			選択必修
	脳神経外科学	脳神経外科学特論	2~3	2			選択必修
	眼 科 学	眼 科 学 特 論	2~3	2			選択必修
	育 成 医 学	育 成 医 学 特 論	2~3	2			選択必修
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学	耳鼻咽喉・頭頸部外科学特論	2~3	2			選択必修
	精神病態医学	精神病態医学特論	2~3	2			選択必修
	再 生 医 学	再 生 医 学 特 論	2~3	2			選択必修
	先進ゲノム検査医学	先進ゲノム検査医学特論	2~3	2			選択必修
	分 子 解 剖 学	分 子 解 剖 学 特 論	2~3	2			選択必修
	ゲノム医科学	ゲノム医科学特論	2~3	2			選択必修
	人 体 解 剖 学	人 体 解 剖 学 特 論	2~3	2			選択必修
	分 子 ・ 細 胞 生 理 学	分 子 ・ 細 胞 生 理 学 特 論	2~3	2			選択必修
	薬 理 学	薬 理 学 特 論	2~3	2			選択必修
	胸部心臓血管外科学	胸部心臓血管外科学特論	2~3	2			選択必修
	麻 酔 科 学	麻 酔 科 学 特 論	2~3	2			選択必修
	整 形 外 科 学	整 形 外 科 学 特 論	2~3	2			選択必修
	腎 泌 尿 器 外 科 学	腎 泌 尿 器 外 科 学 特 論	2~3	2			選択必修
	顎顔面口腔機能再建学	顎顔面口腔機能再建学特論	2~3	2			選択必修
	救 急 医 学	救 急 医 学 特 論	2~3	2			選択必修
臨 床 薬 理 学	臨 床 薬 理 学 特 論	2~3	2			選択必修	
薬 物 治 療 学	臨 床 薬 学 特 論	2~3	2			選択必修	
医 化 学	医 化 学 特 論	2~3	2			選択必修	
生 化 学	生 化 学 特 論	2~3	2			選択必修	
腫 瘍 病 理 学	腫 瘍 病 理 学 特 論	2~3	2			選択必修	

区分	研究講座プロジェクト名	授 業 科 目	履修 年次	単 位 数			備 考
				講義	演習	実習	
専 門 科 目	細胞病理学	細胞病理学特論	2~3	2			選択必修
	公衆衛生学・疫学講座	公衆衛生学・疫学特論	2~3	2			選択必修
	法 医 学	法 医 学 特 論	2~3	2			選択必修
	内分泌代謝・血液・膠原病内科学	内分泌代謝・血液・膠原病内科学特 特	2~3	2			選択必修
	循環器・腎臓・神経内科学	循環器・腎臓・神経内科学特 特	2~3	2			選択必修
	消化器・腫瘍外科学	消化器・腫瘍外科学特論	2~3	2			選択必修
	女性・生殖医学	女性・生殖医学特論	2~3	2			選択必修
	ウ イ ル ス 学	ウ イ ル ス 学 特 論	2~3	2			選択必修
	細 菌 学	細 菌 学 特 論	2~3	2			選択必修
	免疫学・寄生虫学	免疫学・寄生虫学特論	2~3	2			選択必修
	皮 膚 科 学	皮 膚 科 学 特 論	2~3	2			選択必修
	感染症・呼吸器・消化器内科学	感染症・呼吸器・消化器内科学特 特	2~3	2			選択必修
	生 体 防 御 学	生 体 防 御 学 特 論	2~3	2			選択必修
	感 染 免 疫 制 御 学	感 染 免 疫 制 御 学 特 論	2~3	2			選択必修
	臨床研究教育管理科学	臨床研究教育管理科学特論	2~3	2			選択必修
	形 成 外 科 学	形 成 外 科 学 特 論	2~3	2			選択必修
先進医療創成科学	先進医療創成科学特論	2~3	2			選択必修	
研 究 指 導	複数の講座で分担	特 別 演 習 (研究室ローテーション)	1~2		4		必 修
	各 講 座 共 通	大学院特別研究Ⅰ	2		4		必 修
		大学院特別研究Ⅱ	3			4	必 修

様式第 1 号 (第 8 号関係)

研究計画書

年 月 日

医学研究科長 殿

○○課程 ○○専攻 ○年次

学籍番号 _____

氏名 _____

研究題目
研究目的
研究計画
主指導教員 _____
副指導教員 _____

他の大学院等における研究指導を受けた場合の取扱いについて

〔平成 27 年 11 月 11 日〕
医学研究科教授会制定

- 第 1** この取扱いは、琉球大学大学院医学研究科規程第 10 条に定める他の大学院等における研究指導を受けた者に係る学位論文の提出に関し、必要な事項を定める。
- 第 2** 学位論文は、琉球大学大学院医学研究科入学後に作成したものを提出すること。
- 第 3** 学位論文に他の大学院等での研究データを使用する場合、倫理審査及び動物実験等の必要な手続きを他の大学院だけでなく、琉球大学においても行うこと。

附 則

この取扱いは、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

副指導教員の役割等に関する申合せ

平成 23 年 12 月 14 日
医学研究科教授会決定

(趣旨)

第 1 条 この申合せは、琉球大学大学院医学研究科規程 第 4 条の 2 に規定する副指導教員の役割、資格等について定める。

(目的)

第 2 条 副指導教員設置の目的は、研究倫理教育の充実を図ることである。

(役割)

第 3 条 副指導教員の役割は、次に掲げる通りとする。

- (1) 副指導教員は、学位申請が考慮される論文の投稿前に、別紙様式「副指導教員による学位論文投稿前事前審査のチェックリスト」に基づいて事前審査を行い、その結果を医学研究科学務委員会（以下「学務委員会」という。）に提出する
- (2) 副指導教員は、大学院生が研究倫理に疑問を抱いた場合、主指導教員と独立したメンターとして、随時、大学院生の相談相手になり、問題が疑われる場合は、学務委員会に報告する。

(資格)

第 4 条 副指導教員の資格については、次の各号に該当する者とする。

- (1) 博士の学位を有する者
- (2) 過去 5 年間に、研究に関する重大な不正行為がない者。(注：重大な不正行為とは、第一著者 [equally contributed author を含む] あるいは責任著者の論文の取り下げや、研究代表者の研究費不正使用のことをいう。)

(決定)

第 5 条 副指導教員は、学務委員会が推薦し、医学研究科教授会の議に基づいて研究科長が決定する。ただし、副指導教員が共著者の場合は、論文投稿前の事前審査を学務委員会が行う。

(守秘義務)

第 6 条 副指導教員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏洩してはならない。

附 則

この申合せは、平成 23 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 29 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 30 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 31 年 3 月 13 日から施行する。

附 則（令和 3 年 11 月 12 日）

この申合せは、令和 3 年 11 月 12 日から実施し、令和 3 年 6 月 30 日から適用する。

年 月 日

副指導教員による学位論文 投稿前 事前審査のチェックリスト

1. 副指導教員が共著者から外れているか？（Y e s , N o）
2. 論文投稿について、すべての共著者の同意を得ているか？（Y e s , N o）
3. 論文に掲載されているデータが存在するか？（Y e s , N o）
4. 臨床研究の場合、人を対象とする生命科学・医学系研究倫理審査委員会、特定認定再生医療等委員会、認定再生医療等委員会の審査を受け承認を得た上で行ったか？（Y e s , N o, 該当なし）
5. 動物実験の場合、動物実験委員会の審査を受け承認を得た上で行ったか？（Y e s , N o, 該当なし）
6. 遺伝子組換え生物等を使用した実験の場合、遺伝子組換え生物等使用実験安全委員会の審査を受け承認を得た上で行ったか？（Y e s , N o, 該当なし）

すべての項目に○を付してください。

論文題目 _____

大学院生 所属 _____ 署名 _____

指導教員 所属 _____ 署名 _____

副指導教員 所属 _____ 署名 _____

修士課程

修士課程 医科学専攻

<目 的>

琉球大学大学院医学研究科は、近年の医学・医療分野の急速な多様化と発展に対応するため、医学部以外の学部、特に生命科学系及び関連する教育研究分野の卒業生を受け入れ、その知識・技術を医学の分野に効果的に生かし得る教育研究指導を行うことにより、生命医科学の分野で幅広い知識・技術と応用力を身につけた修士課程修了者を養成する。

また、短大、専門学校出身者を含む医療従事者や経済的な理由などで大学院博士課程への進学が困難な発展途上国の人材を積極的に受け入れ、社会科学系分野とも連携した調和の取れた包括医療、先進医療の在り方を探り、地域貢献や国際貢献の場で実践的役割を果たすことのできる高度専門医療職業人、中堅研究者の育成に努めることを目的とする。

1. 修了の要件

修士課程に2年以上在学し、所定の単位（30単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、在学中に修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。

2. 履修指導及び研究指導の方法

医科学専攻修士課程の教育は、授業科目の履修及び修士論文の作成等に対する指導により行う。授業科目は、「共通必修科目」と「必修科目」及び「選択必修科目」から構成される。

(1) 共通必修科目

医科学の基礎知識を修得させるために、共通必修科目として、「研究方法概論(2単位)」「生命倫理概論(2単位)」「社会医学概論(2単位)」「生命工学概論(4単位)」「基礎医学概論(2単位)」「臨床医学概論(2単位)」(計6科目・14単位)を履修する。

(2) 必修科目

研究課題に応じた「医科学研究実習Ⅰ」「医科学研究実習Ⅱ」(各4単位)を2年間で8単位必修科目として履修し、修士論文を作成する。

(3) 選択必修科目

医学研究の実際的技術を習得するために、「人体構造実習」「病院実習」(各2単位)の中から選択必修科目として1科目を修得する。

(4) 選択科目

研究課題に応じたより専門的な医学知識と特色科目を修得するために選択科目の中から、3科目6単位以上を履修する。

(5) 学位(修士)論文の作成指導

論文の作成指導は、1人の主指導教員と課題に関連した1～2人の副指導教員によって行う。

(6) 学位論文の審査

所定の単位を修得(あるいは修得予定)した学生は、主指導教員を経て学位論文審査の申請を研究科長に行うものとする。研究科長は論文内容の要旨等について、主指導教員の説明を受けた上で受理すべきか否かを決定する。

論文の審査については、研究科教授会の指名する主査1名と副査2名で構成する審査委員会で審査と最終試験を行い、審査委員会の報告に基づいて、研究科教授会が最終的に審査の可否を判定する。

3. 大学院設置基準第14条に定める教育方法特例の実施

大学院教育の道を医療社会人等へ開くため、夜間や特定の時間、時期に教育する機会を設け、高度な医学知識・技術を学んだ社会人がその成果を地域社会等に還元できるよう、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用する。

○授業の実施方法

この特例を受けようとする者は、指導教員と相談の上、授業及び研究指導を夜間及び特定の時期に履修できるよう履修計画書を作成し、これに基づき履修するものとする。

なお、夜間に授業を行う場合の授業時間帯は、原則として平日は6時限(18:00～19:30)及び7時限(19:40～21:10)までの間とする。

琉球大学大学院医学研究科修士課程の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項

平成 17 年 7 月 13 日
制 定

(趣旨)

- 1 この要項は、琉球大学大学院医学研究科規定第 12 条の規定に基づき学位論文（以下「論文」という。）の審査及び最終試験の実施に関し、必要な事項を定める。

(資格要件)

- 2 論文を提出することができる者は、所定の授業科目について 30 単位以上修得した者、又は修得見込の者とする。
- 3 論文の審査を受けようとする者は、1 月の第 4 月曜日（9 月修了予定者については 7 月の第 1 月曜日）までに学位論文審査願（別紙様式 1）に所定の学位論文作成要領による論文正本 1 部、* 副本 1 部、計 2 部並びに和文及び英文による論文要旨（別紙様式 2〔和文〕及び様式 3〔英文〕）各 1 部を添え、指導教授を経て研究科長に提出するものとする。（出版された論文については、別刷を正本及び副本に代えることができる）

(審査方法)

- 4 研究科長は、受理した論文の審査を学務委員会に付託する。
- 5 学務委員会は、論文の審査を付託されたときは、各論文ごとに審査会を設置し、その審査を委嘱する。
- 6 審査会は、研究科教授会の構成員のうちから選出された主査 1 人、副査 2 人の審査委員をもって組織する。ただし、学務委員会が必要と認める場合は、構成員以外の教授又は准教授を審査委員に含めることができる。
- 7 前項の審査委員は、学位論文の共著者、指導教員及び親族（3 親等以内）以外の者とする。
- 8 主査は、当該論文の審査及び最終試験を総括する。

(評価の基準)

- 9 審査会は、以下の審査項目をもって、総合的に合否を判定する。
 - (1) 提出論文の内容、意義について十分に把握していること。
 - (2) 研究の背景、目的と方法について熟知していること。
 - (3) 研究の成果について正しく理解していること。
 - (4) 関連する国内外の研究を良く把握していること。
 - (5) 研究成果の展望について確かな見識を有していること。

* 副本は、審査会用として他に 3 部提出すること。（正本 1 部、副本 4 部、計 5 部）

(最終試験)

- 10 最終試験は、論文の審査終了後、審査会が論文を中心としてこれに関連ある科目について口頭又は筆答により行う。

(発表会)

- 11 審査終了後、論文発表会（以下「発表会」という。）において研究成果を公開報告する。
12 前項の発表会は、公開とし、その日時、場所を開催1週間前までに研究科長が公示する。
13 発表会は、論文作成者がその内容を説明し、出席者との質疑応答により行う。

(報告)

- 14 審査会は、論文の審査及び最終試験の結果を別紙様式4により学務委員会に報告する。
15 学務委員会は、審査会の結果をとりまとめ研究科長に報告する。
15 研究科長は、研究科教授会を開き、審議のうえ学位授与の可否を決定する。
17 研究科長は、研究科教授会の最終結果を学長に報告する。

附 則

この要項は、平成17年7月13日から実施する。

附 則

この要項は、平成20年10月8日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（令和2年3月23日）

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

様式 1

指導教授	
認 印	

学位論文審査願

年 月 日

琉球大学大学院医学研究科長 殿

年入学 _____

医学研究科 医科学専攻 学講座 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

このたび琉球大学学位規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり学位論文を提出しますので、ご審査下さるよう関係書類を添えてお願いします。

記

論文題目（和文には英訳、英文には和訳を併記）

論文題目

氏 名 :

(指導教授 :)

医 科 学 専 攻

記載方法 論文題目及び氏名：センタリングして、文字サイズは 12 ポイント
氏名の次に括弧して指導教授名を記載する。
所属は専攻名とする。
論文要旨は 1 行 40 字で 38 行以内で作成する。
文字は MS 明朝体あるいは類似のフォントを使用する。
文字サイズは 10～10.5 ポイントを使用する。

Title : _____

Name :

(Supervisor : _____)

記載方法 論文題目及び氏名：センタリングして、文字サイズは 14 ポイント
氏名の次に括弧して指導教授名を記載する。
所属は専攻名とする。
論文要旨は 250 語以下で作成する。
文字は Times 使用が望ましいが、類似のフォントでもよい。
文字サイズは 12 ポイントを使用する。

琉球大学大学院医学研究科教授会 殿

学位論文審査委員

主 査 _____ 印

副 査 _____ 印
副 査 _____ 印

学位論文審査及び最終試験の結果報告書

このたび、審査会として、学位論文の審査及び最終試験を終了しましたので、その結果について下記のとおり報告します。

記

学生氏名		学籍番号		年度入学	
医学研究科		医 科 学		専攻	
指導教授	成績 評価	学位 論文	最終 試験		
論文 題目					
審 査 要 旨					

学位論文作成要領

平成 17 年 7 月 13 日
制 定

琉球大学大学院医学研究科修士課程の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項の 3 に規定する学位論文作成要領は次のとおりにする。

1 規 格

用紙はA4版(210mm×297mm)の上質白紙の50kg程度のものを用いる。

2 記述要領

A 英文の場合は下記の要領でワープロで作成する。

- (1) ダブルスペース
- (2) Times 等いずれでもよい。(10ピッチ、12ピッチのいずれでもよい。)
- (3) 用紙は片面のみ用いる。
- (4) ダブルスペース
左辺と上辺：3.5cm
右辺と底辺：2.5cm
- (5) 各ページとも右上隅にページ番号を記入する。

B 和文の場合は下記の要領による。

- (1) ワープロ(40字×38行)で作成する(1520字以内。)
- (2) ローマ字や数字は半角で記入する。
- (3) ページは英文の場合に準じて記入する。

3 内容項目の配列順序

論文の内容項目の配列は次の順序によるものとする。

- (1) 表紙：平成〇〇年度修士論文、論文題目(和文及び英文)、研究科名、所属(専攻名)、氏名及び指導教授名(日本語及びローマ字)等を見本にしたがって記載する。
- (2) 要旨：和文・英文で作成する。(別紙様式2及び3参照)
- (3) 本文の構成は次のようにする。
 - a 和文論文の場合は、緒言(研究目的を含む)、材料及び方法(あるいは調査対象と方法)、結果、考察、要約(あるいは結語、まとめ等)、参考文献、謝辞などの順に記載する。ただし、結果と考察は一緒にしてもよい。
 - b 英文の場合は、INTRODUCTION, MATERIALS AND METHODS, RESULTS, DISCUSSION, REFERENCES, ACKNOWLEDGMENT の順に記載する。ただし、RESULTS と DISCUSSION は一緒にして RESULTS AND DISCUSSION としてもよい。

- (4) 本文における引用文献は、引用順に番号を付し、引用箇所に近い文の末尾に文字で示す。
例えば、……と言われている。¹⁾……とは異なる。^{1~2)}佐々木ら^{1,3,7~8)}の報告
- (5) 図表及び写真はそのまま印刷製本できる鮮明なものを用いる。なお、図表等の配列は、本文の出現の順序に関連ページに挿入するか、または本文の後に添付する。

4 提 出

論文は所定のファイルに綴り 2 部提出する。* 副本は電子複写機による良質の複写でよい。ただし、写真はカラーコピーでもよい。

附 則

この要領は、平成 17 年 7 月 13 日から実施する。

* 副本は、審査会用として他に 3 部提出すること。(正本 1 部、副本 4 部、計 5 部)

表紙見本

令和3年度修士論文
Thesis for Master of Medicine (2021)

肺炎球菌多糖に対する抗体産生は CD1 分子と CD8⁺ T 細胞を必要とする

Antibody Production to Pneumococcal Polysaccharides Requires CD1
Molecules and CD8⁺ T Cells

琉球大学大学院医学研究科 医科学専攻

西原 一郎
(指導教授 沖繩次郎)

Graduate School of Medicine
University of the Ryukyus

Ichiro NISHIHARA
(Supervisor Prof. Jiro OKINAWA)

琉球大学大学院医学研究科修士課程の早期修了に関する申合せ

平成 21 年 1 月 13 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この申合せは、琉球大学大学院医学研究科規程（以下「規程」という。）第 13 条第 1 項に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間を短縮しての課程修了（以下「早期修了」という。）に関し、必要な事項を定める。

(早期修了認定の水準)

第 2 条 規程第 13 条第 1 項に定める優れた研究業績を上げた者とは、当該学生の学位論文に係る研究水準が、標準修了年限 2 年で課程修了の認定を受ける者と同等以上の水準に到達したものとす。

ただし、修士課程と同一の指導教員の下で引き続き博士課程に進学する者で、在学期間に優れた研究業績を上げたと指導教員が判断した者についても、早期修了認定の水準に到達したものと判断する。

2 休学を許可された者が、休学期間の満了あるいは休学理由の消滅によって復学を申請し許可された場合については、適用しない。

(短縮の期間)

第 3 条 標準修了年限 2 年から短縮できる期間は、1 年とする。

(単位の認定)

第 4 条 規程第 6 条第 1 号に定める単位（30 単位以上）の取得については、1 年次において必修科目 18 単位、選択必修科目 2 単位、選択科目 6 単位を取得するものとし、2 年次に開設する必修科目 4 単位については、第 5 条第 1 項に規定する条件を満たす学位論文又は第 5 条第 2 項に規定する資格要件を満たす者を認定するものとする。

(早期修了の資格要件)

第 5 条 第一著者（共同第一著者を含む）の学位論文で、かつ、欧文学術誌に掲載または受理されたものであること。

2 修士課程と同一の指導教員の指導の下で引き続き博士課程へ進学する者で、指導教員が在学期間に優れた研究業績を上げたと判断し、学位論文を提出した者。

(希望の申し出)

第6条 早期修了の希望を申し出る者は、当該年度の12月28日(土日、祝日除く)までに、早期修了審査願、指導教員の推薦書及び学位論文を提出するものとする。

(早期修了の認定)

第7条 早期修了に係る優れた研究業績、申請資格及び審査は、学務委員会で行う。

- 2 博士課程の入学試験に合格した者であること。
- 3 早期修了者の認定は、学務委員会の審査結果を踏まえ、琉球大学大学院医学研究科教授会が決定する。この場合において、琉球大学大学院医学研究科修士課程の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項の規定に従い、通常の修士課程修了者と同様に行うものとする。

附 則

この申合せは、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成26年9月10日から施行する。

琉球大学大学院医学研究科（修士課程）学位論文審査基準

令和5年2月8日
医学研究科教授会制定

修士の学位論文の成績評価に関しては、以下の各項目について審査し、その結果を基に総合的に合否を判定する。

1. 論文審査項目

- (1) 提出論文の内容、意義について十分に把握していること。
- (2) 研究の背景、目的と方法について熟知していること。
- (3) 研究の成果について正しく理解していること。
- (4) 関連する国内外の研究を良く把握していること。
- (5) 研究成果の展望について確かな見識を有していること。

2. 評価

修士の学位論文の成績評価は、最終試験と論文ともに合格、不合格で評価する。

附 則（令和5年2月8日）

この基準は、令和5年4月1日から実施する。

博士課程

専攻の概要

医学研究科医学専攻

(システム生理学講座)

- 加齢にともなう自律神経変化と排尿障害機序の解明
- 排尿病態モデルを利用した末梢・中枢神経変化と創薬探求
- 難治性骨盤痛を標的とした神経可塑性の研究
- 海馬における学習・記憶メカニズムの解明
- 医療メタデータを利用した排尿の橋渡し研究

(放射線診断治療学講座)

- がんの病理、治療効果、予後を予測する総合的な画像診断法の確立
- 放射線を用いた新たな腫瘍制御法の開発
- 多様な生体機能を描出する画像診断システムの構築

(脳神経外科学講座)

- 脳腫瘍の新しい診断及び治療法の開発
- くも膜下出血における遅発性脳虚血の予後予測と新規治療法の開発
- 機能的疾患の病態解明とニューロモデュレーション治療の新たな標的の解明
- 脳神経外科疾患急性期の患者管理システムの開発

(眼科学講座)

- 黄斑疾患・網脈絡膜疾患の疫学、予防、治療に関する研究
- 黄斑疾患・網脈絡膜疾患におけるバイオマーカーを用いた病態解析
- 非侵襲的眼底イメージング法の開発と臨床応用
- 緑内障における大規模コホート疫学研究
- 緑内障における隅角および房水流出路の形態解析と眼圧制御メカニズムの解明

(育成医学講座)

- 小児腎臓病の治療研究と分子生物学的病態解析
- 小児血液・腫瘍性疾患の治療研究と分子生物学的病態解析
- 先天性代謝異常の治療研究と分子生物学的病態解析
- 小児膠原病・リウマチ性疾患の治療研究と分子生物学的病態解析
- 新生児疾患の治療研究と分子生物学的病態解析
- 小児内分泌疾患の治療研究と分子生物学的病態解析
- 小児神経・筋疾患の治療研究と分子生物学的病態解析
- 難病・希少疾患の治療研究と分子生物学的病態解析

(耳鼻咽喉・頭頸部外科学講座)

- 耳鼻咽喉・頭頸部疾患の病態解析と新規治療の開発

- 聴覚障害とその補償に関する研究
- 頭頸部腫瘍発生に関わるウイルス、生活習慣、遺伝子多型の解析
- 脳機能解析を用いた頭頸部運動・感覚障害の病態に応じた治療開発

(精神病態医学講座)

- 精神疾患の病態解明に関する生物・心理・社会学的研究
- 精神疾患の新たな診療評価及び治療・予防法の開発
- 睡眠衛生および睡眠生理に関する臨床的研究

(再生医学講座)

- ES、iPS 細胞から各臓器・組織への分化誘導
- iPS 細胞、iPS 類似細胞の作製および機能評価
- 間葉系幹細胞（骨髄由来・脂肪由来）を用いた細胞療法
- 膵・肝幹細胞の分離・培養技術の開発
- 膵島移植成績向上を目指した技術改変
- 血糖反応性インスリン分泌機能を持ったデバイス開発

(先進ゲノム検査医学講座)

※未定

(分子解剖学講座)

- 神経系の発生・再生・可塑的变化に関するメカニズムの解析

(ゲノム医科学講座)

※未定

(人体解剖学講座)

- 解剖学的形質と遺伝子多型との関連解析
- ヒト形態形質の三次元解析
- ヒトゲノム情報の集団遺伝学解析による集団形成史の復元

(分子・細胞生理学講座)

- 細胞内情報伝達の解析と制御に関する研究
- 精神神経疾患の病態解析

(薬理学講座)

- 超硫黄合成酵素系（CBS/CSE/3MST 系）欠損マウスの開発と機能解析
- ヒト神経芽腫における超硫黄合成酵素 CARS の遺伝子治療法の確立
- 一酸化窒素合成酵素（NOSs）完全欠損マウスを用いた医学研究
- NOSs の発現レベルに依存したテストステロンの心血管作用の二面性
- 糞便移植（腸内細菌叢移植）の心筋梗塞発症抑制作用の解明
- 沖縄特有の希少疾患 沖縄型神経原性筋萎縮症に対する創薬開発

(胸部心臓血管外科学講座)

- 大動脈基部の機能解析に関する研究
- 体外循環環境下における生体への影響に関する研究
- 脊髄虚血障害のメカニズム解明とその予防法に関する研究

(麻酔科学講座)

- 主要臓器の障害修復・改善に関する研究
- 麻酔・蘇生時における、呼吸循環病態の解析
- 虚血性脊髄傷害修復に関する研究
- 痛みおよび緩和ケアに関する研究
- 硫化水素ガス分子による細胞保護

(整形外科学講座)

- 脂肪幹細胞を用いた再生医療研究
- 骨肉腫に対する分子学的治療研究
- 高度変形を伴う脊椎アライメントの構築学的研究
- 小児の成長障害に対する骨端線抑制研究
- 手関節滑膜組織における細胞病理学的研究
- 3次元画像解析を用いた荷重関節のバイオメカニクス研究

(腎泌尿器外科学講座)

- 腎泌尿生殖器系癌におけるリキッドバイオプシー研究
- 腎泌尿生殖器系癌に対する新規治療法の開発
- 神経因性膀胱等の腎泌尿器疾患の病態解明と治療
- 腎不全治療及び腎移植に関する研究

(顎顔面口腔機能再建学講座)

※未定

(救急医学講座)

- 侵襲に対する生体の反応と制御についての研究
- 重症救急患者の病態解析と救命救急治療法の開発
- 救急医療システムと集団災害医療システムの研究
- 蘇生法の疫学研究
- 蘇生法の教育研究

(臨床薬理学講座) 臨床研究教育管理学講座と連携

※未定

(薬物治療学講座)

- 薬物代謝酵素・薬物トランスポーター・薬物受容体の遺伝子解析による個別化医療の研究
- いわゆる健康食品と医薬品の相互作用回避のための調査研究

- 医薬品の適正使用のための調査研究
- 医薬品による副作用の予測および対処法の臨床応用に関する研究
- 沖縄県の特徴を踏まえた地域医療薬学の研究

(医化学講座)

- 核酸修飾の基礎研究および修飾異常に基づく疾患の病態解明
- 細胞内タンパク質合成の制御や調節に関する研究

(生化学講座)

- 遺伝子発現制御の異常に因る疾患の病態解明と治療法開発に関する研究
- 遺伝子発現制御機構、特に転写後 mRNA 前駆体プロセシングの制御機構に関する基礎研究
- ゼブラフィッシュを用いた先天性貧血の病因解析

(腫瘍病理学講座)

- 腫瘍の臨床病理学的解析
- 成人 T 細胞白血病・リンパ腫 (ATLL) に対する診断学的アプローチに関する研究
- 実際の病理診断で経験する症例に立脚した研究

(細胞病理学講座)

- 悪性腫瘍の生物学的態度を規定するバイオマーカーの探索
- 非腫瘍性疾患の病理学的評価診断法の確立

(公衆衛生学・疫学講座)

- 一般人での生活習慣・バイオマーカーと非感染性疾患（特に循環器系領域）
- 公衆衛生の立場での生活習慣病対策
- 若者のライフデザイン

(法医学講座)

- 薬毒物の体内動態および代謝
- 薬毒物の高感度分析法の開発
- 減圧症の法医学的診断法の確立
- 海洋法医学的研究
- 局所への陰圧が生体に与える影響について

(内分泌代謝・血液・膠原病内科学講座)

- 糖尿病の病態解明と新しい治療法の開発
- 内分泌疾患の新しい診断法の開発
- 肥満症・メタボリックシンドロームのメカニズム解明と治療法の開発
- 分子栄養学・脳科学による生活習慣病の病態解明と治療法の開発
- 白血病の新しい治療法の開発
- 人工知能 (AI)、IoT を用いた生活習慣病改善・行動変容研究
- リウマチ・膠原病疾患の病態解明

(循環器・腎臓・神経内科学講座)

- 循環器疾患、腎疾患、神経疾患、動脈硬化症、病態の解明
- 上記病態に対する人工知能を活用した研究
- 上記病態の制御及び予防的治療研究
- 上記病態の臨床疫学的研究
- 地域における健康増進の取り組みに関する研究
- 先端医療機器の開発
- 高齢者の生活、健康、疾患に関する包括的研究

(消化器・腫瘍外科学講座)

- 消化器癌、乳癌、小児癌の病態解明
- 腸内細菌叢と消化器疾患との関連についての研究
- 肝移植における腸内細菌叢と免疫応答についての研究
- 肝移植における免疫寛容導入
- 膵臓・膵島移植に関する研究
- 肥満に対する減量手術の効果とメカニズムに関する研究

(女性・生殖医学講座)

- 子宮頸癌の発症予防と早期発見を目的とした臨床研究
- 子宮頸癌に対する集学的治療の開発
- 遺伝性腫瘍を対象にした予防医療の確立
- 沖縄県の早産低出生児に関する疫学研究
- 早産と妊婦腔内細菌叢との関連の解明
- 不妊症と子宮内細菌叢との関連の解明

(細菌学講座)

- 紅麹抽出物のコレラ菌の運動性に及ぼす影響に対する研究
- 紅麹抽出物のコレラ菌による毒素産生性に及ぼす影響に対する研究
- 紅麹抽出物のコレラ毒素生物活性に及ぼす影響に対する研究
- せんい状コレラ菌の解析及びコレラ発症に及ぼす影響の検討
- コレラ菌の光対応性に関する研究
- レプトスピラ菌の細胞間感染成立・慢性感染確立の機序に関する研究

(免疫学・寄生虫学講座)

- 病原体感染防御に関わる分子機構の解明
- 腸内細菌叢のマラリア感染に対する病態制御機構の解明
- 寄生虫の経皮的感染経路と免疫応答の場の可視化・認識
- 抗体ライブラリーを使用した迅速な抗体診断・治療薬の開発
- バクテリオファージを利用した耐性菌の制御

(皮膚科学講座)

- 琉球諸島の皮膚症の病態解明
- 皮膚老化の可逆性の追求
- ヒトの皮膚の進化と創傷治癒が遅延する理由
- 遺伝性角化症の治療薬の開発
- 抗酸菌症、真菌症の病態の理解と迅速診断法の開発
- 化膿性汗腺炎の病態解明
- 非感染性肉芽腫症の病態の探索

(感染症・呼吸器・消化器内科学講座)

- 先端的技术を応用した感染症病原体の迅速検出法の開発
- 病原体の薬剤耐性獲得機序の解明
- 体内細菌叢と免疫の研究
- 肺炎病原体と風邪ウイルスとの関連性の解明
- 新興感染症とヒトのインバウンドに関する疫学的研究
- 生活習慣病と肝線維化の研究
- ヘリコバクター・ピロリのジェノタイプリングと消化器疾患の臨床像フェノタイプの研究

(生体防御学講座)

- 病原細菌（特に結核菌を代表とする細胞内の寄生菌）に対する感染免疫・生体防御応答の研究
- 感染免疫の制御における炎症性サイトカインの役割の研究
- 免疫細胞におけるシグナル伝達制御および病原細菌によるその修飾の分子機構の研究

(感染免疫制御学講座)

- 志賀毒素1型・2型の毒性強度に関する分子機構の研究と志賀毒素ワクチン開発
- 病原性大腸菌が産生する易熱性・耐熱性腸管毒素ならびにF4・F18線毛等の接着因子の分子機構の研究と抗毒素・抗接着因子ワクチンの開発
- ウイルス様粒子等粒子構造形成機構の研究とワクチン開発
- 組換え大腸菌の好気性培養条件下におけるタンパク質高発現のための技術開発
- 感染症ワクチン研究開発にかかわる知的財産戦略とライセンス戦略

(ウイルス学)

- ウイルス感染メカニズムの解明
- ウイルス感染症モデル動物の作出と解析
- ウイルスの増殖・感染維持・病原性に関わるウイルス遺伝子・宿主因子の研究
- 蚊及びコウモリ媒介性病原体の網羅的探索とリスク分析
- 蚊媒介性感染症対策における市民科学の可能性探求

(臨床研究教育管理学講座)

※未定

(形成外科学講座)

- 皮膚の血行動態に関する研究
- 効率的な幹細胞の抽出と培養技術の開発
- オープンイノベーションによる医療機器開発
- ベンチャー企業の設立

(先進医療創成科学講座)

※未定

各プロジェクト担当講座一覧

教育課程においては、他講座連携で推進しているプロジェクトに携わりながら専門的技術・知識を学ぶリサーチワークを提供する。各講座が所属しているプロジェクトは以下のとおりである。

講座名	教授	健康長寿 医学	亜熱帯 医学	社会 医学	再生・再建 医学	臨床研究教育 管理学
システム生理学	宮里 実	●				
放射線診断治療学	西江 昭弘	●				
脳神経外科学	浜崎 禎	●			○	
眼科学	古泉 英貴	●		●		
育成医学	中西 浩一	●	●		●	●
耳鼻咽喉・頭頸部外科学	鈴木 幹男	●			●	
精神病態医学	高江洲 義和			●		
再生医学	野口 洋文				●	
先進ゲノム検査医学	※未定					
分子解剖学	高山 千利	●			●	
ゲノム医科学	※未定					
人体解剖学	木村 亮介	●	●	●		
分子・細胞生理学	松下 正之	●			○	
薬理学	筒井 正人	●			○	
胸部心臓血管外科学	古川 浩二郎	○			●	●
麻酔科学	垣花 学				●	
整形外科学	西田 康太郎	●			●	
腎泌尿器外科学	猪口 淳一	●			●	●
顎顔面口腔機能再建学	※未定					
救急医学	梅村 武寛	●		○		
臨床薬理学	※未定					
薬物治療学	中村 克徳	●	●			
医化学	鈴木 健夫	●				
生化学	黒柳 秀人	●			○	
腫瘍病理学	和田 直樹	●	●			
細胞病理学	川上 史	●				
公衆衛生学・疫学	中村 幸志	●		●		●
法医学	二宮 賢司	○		●		
内分泌代謝・血液・膠原病内科学	益崎 裕章	●		○	●	
循環器・腎臓・神経内科学	楠瀬 賢也	●		●	○	●
消化器・腫瘍外科学	高槻 光寿	●			●	
女性・生殖医学	関根 正幸	●		○	○	●
細菌学	山城 哲		●			
免疫学・寄生虫学	岸本 英博	●	●			
皮膚科学	高橋 健造	○	●		○	
先進医療創成科学	※未定					
感染症・呼吸器・消化器内科学	山本 和子	●	●	○		
生体防御学	松崎 吾朗		●			
感染免疫制御学	新川 武	○	●			
臨床研究教育管理学	※未定					
ウイルス学	大野 真治		●			
形成外科学	清水 雄介				●	

【健康長寿医学プロジェクト】

間近に迫っている超高齢化社会の到来を見据えた健康長寿社会復興モデルの形成において、医学的側面から琉球大学大学院医学研究科が果たすべき役割は極めて大きい。かつて世界屈指の長寿地域であった沖縄が最近10年弱の短期間に健康長寿が急速に崩壊しているという国際的に見ても極めてユニークな地域特性を最大限に活用し、生体老化の分子メカニズムやライフスタイルや食習慣の乱れがもたらす健康障害の病態メカニズムをゲノム、分子、細胞、臓器、個体、集団の各レベルから有機的、総合的に研究する。

【亜熱帯医学プロジェクト】

亜熱帯地域特有の疾病、感染症についてその病態・発症要因を解明するとともにゲノムサイエンス、分子・細胞生物学、病理学、薬理学、実験動物学的手法を基盤に新規の治療・予防手段、ワクチン開発などの臨床応用を目指す。

【社会医学プロジェクト】

沖縄県で急増を見せる生活習慣病を含めた心身の諸健康問題（メタボリック症候群、糖尿病、慢性肝疾患、閉塞性肺疾患、脳・心血管系疾患、自殺）は本県の伝統ある健康長寿を揺るがす勢いにあり、生物学的側面だけでなく心理・社会的側面（食生活・環境要因・社会状況の大幅な変化）の影響が色濃い点も本県の特徴といえる。本プロジェクトでは、良好な健康寿命を損なう有力な社会・環境因子を抽出・解明する疫学研究や人口流動性の少ない離島を抱える地域特性を生かした形での介入研究、また、生物－心理－社会的側面を包含する研究分野横断的な総合プロジェクト型研究を機動的に遂行する。

【再生・再建医学プロジェクト】

精緻で極めて高度な構造と機能を有するヒトの体に発生する機能障害、がん、老化に関する治療戦略には、分子生物学と細胞生物学の最新の知識を踏まえた細胞、組織、臓器の構造とその機能の理解、修得は欠かせない。幹細胞生物学を踏まえて、がんの増殖、転移、浸潤に関する新規治療法を開発し、細胞から組織・臓器を作る再生医療の実現を目指す。

【臨床研究教育管理プロジェクト】

臨床研究の基本的なスキル（仮説、デザイン、統計解析等）を体系的に習得することに加え、現実の診療の環境の中でどのように研究チームを立ち上げ、信頼性の確保や被験者の保護を効率的、現実的に行うか、いわば臨床研究全体のマネジメントを具体的な研究を題材に学ぶ。個々の研究だけでなく、いかに医療機関全体で研究マネジメントを通して質の高い臨床研究を実施するか、その方法論を習得する。

修了の要件及び履修方法等

1. 修了の要件

本研究科に4年以上在学し、所定の単位（30単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、在学中に博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に修了を認める。ただし、在学期間に関して、本研究科が優れた研究業績をあげたと認められた場合には、3年以上在学すれば修了を認めることができる。

2. 履修方法

(医学専攻)

医学専攻の教育は、授業科目の履修及び学位論文の作成等に対する指導により行う。授業科目は、研究を進めるにあたって導入となる「共通科目」及び各々の専門プロジェクトの基盤となり、あるいは研究課題に特化した「専門科目」の講義、演習、実習で構成される。

a. 共通科目

共通科目は、「研究方法論概論（2単位）」「実験動物学概論（2単位）」「情報医科学概論（2単位）」「研究・生命倫理概論（2単位）」「分子細胞生物学概論（2単位）」からなる医学研究科における教育研究の導入に当たる科目であり、全科目10単位を必修とし、すべて履修する。

b. 専門教育科目

専門科目は、プロジェクト関連科目と個々の研究講座から提供される専門科目（講義、演習、実習）があり、プロジェクト関連科目は1科目4単位を選択必修とし、専門科目は、所属する講座の講義科目1科目2単位と他講座の科目1科目2単位の2科目計4単位を選択する。研究指導科目は、特別演習（研究室ローテーション）4単位、大学院特別研究Ⅰ（演習）4単位、大学院特別研究Ⅱ（実習）4単位を必修科目として履修する。

3. 学位（博士）論文の作成

論文の作成指導は、1人の主指導教員と課題に関連した1～2人の副指導教員によって行う。

4. 学位論文の審査法

所定の単位を修得（あるいは修得予定）した学生は、主指導教員を経て学位論文

審査の申請を研究科長に行うものとする。研究科長は論文内容の要旨等について、主指導教員の説明を受けた上で受理すべきか否かを決定する。

論文の審査については、研究科教授会の指名する主査1名と副査2名で構成する審査委員会で審査と最終試験を行い、審査委員会の報告に基づいて、研究科教授会が最終的に審査の可否を判定する。

5. 大学院設置基準第14条に定める教育方法特例の実施

大学院教育の道を医療社会人等へ開くため、夜間や特定の時間、時期に教育する機会を設け、高度な医学知識・技術を学んだ社会人がその成果を地域社会等に還元できるよう、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用する。

○授業の実施方法

この特例を受けようとする者は、指導教員と相談の上、授業及び研究指導を夜間及び特定の時期に履修できるよう履修計画書を作成し、これに基づき履修するものとする。

なお、夜間に授業を行う場合の授業時間帯は、原則として平日は6時限（18：00～19：30）及び7時限（19：40～21：10）までの間とする。

琉球大学大学院医学研究科（博士課程）学位論文審査基準

〔 令和 5 年 2 月 8 日 〕
〔 医学研究科教授会制定 〕

博士の学位論文の成績評価に関しては、以下の各項目について審査し、その結果を基に総合的に合否を判定する。

1. 論文審査項目

- (1) 提出論文の内容、意義について十分に把握していること。
- (2) 研究の背景、目的と方法について熟知していること。
- (3) 研究の成果について正しく理解していること。
- (4) 関連する国内外の研究を良く把握していること。
- (5) 研究成果の展望について確かな見識を有していること。
- (6) 研究の成果が専攻分野において十分な学術的価値を有していること。

2. 評価

博士の学位論文の成績評価は、最終試験と論文ともに合格、不合格で評価する。

附 則（令和 5 年 2 月 8 日）

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 5 年 9 月 13 日）

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

琉球大学大学院医学研究科の学位授与に関する取扱細則

平成元年 1 月 19 日
制 定

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、琉球大学学位規則（以下「規則」という。）第 26 条の規定に基づき、琉球大学大学院医学研究科（以下「研究科」という。）における学位授与に関し、必要な事項を定める。

第 2 章 課程修了による学位の授与

(学位論文提出の資格要件)

第 2 条 規則第 4 条の規定に基づき、研究科に在学する学生で学位論文を提出できる者は、研究科に 3 年以上在学し、研究科規程第 6 条第 1 項に定める単位を修得した者又は学位論文を提出する学年度の末日までに修得見込みの者で、必要な研究指導を受けた者とする。

2 研究科教授会が優れた研究業績を上げたと認める者にあつては、2 年以上在学すれば学位論文を提出することができる。ただし休学を許可された者が、休学期間の満了あるいは休学理由の消滅によって復学を申請し許可された場合については、適用しないものとする。

(提出書類)

第 3 条 規則第 6 条第 2 項に定める提出書類の部数及び様式等は、次の各号に掲げるとおりとし、指導教員の承認を得て研究科長に提出しなければならない。

- | | | |
|--|---------------|-------|
| (1) 学位審査願 | (別紙様式第 1-1 号) | 1 部 |
| (2) 論文目録 | (別紙様式第 2 号) | 10 部 |
| (3) 学位論文 | | 10 部 |
| (4) 論文要旨 | (別紙様式第 3 号) | 10 部 |
| (5) 参考論文があるときは当該論文 | 3 編以内 | 各 9 部 |
| (6) 履歴書 | (別紙様式第 4 号) | 1 部 |
| (7) 研究指導証明書 | (別紙様式第 5 号) | 1 部 |
| (8) 学術リポジトリ登録者認証 ID 及びパスワード発行申請書 (別紙様式第 12 号) | | 1 部 |
| 規則第 22 条第 2 項に定めるやむを得ない事由がある場合は
学術リポジトリ登録申請書(博士論文の要約の提出) (別紙様式第 13 号) | | 1 部 |
| (9) 承諾書 (共著者がいる場合) | (別紙様式第 6 号) | 1 部 |
| (10) 倫理審査申請書、審査結果通知書及び動物実験計画書の写し | | 1 部 |
| (11) 博士論文全文の電子データ又は博士論文要約の電子データ | | |
- 2 規則第 22 条第 2 項に定めるやむを得ない事由が消滅した場合の提出書類の部数及び様式等は、次に掲げるとおりとし、指導教員の承認を得て研究科長に提出しなければならない。
- | | | |
|---|-------------|-----|
| (1) 学術リポジトリ登録申請書 (博士論文全文の提出) (別紙様式第 14 号) | | 1 部 |
| (2) 承諾書 (共著者がいる場合) | (別紙様式第 6 号) | 1 部 |
| (3) 博士論文全文の電子データ | | |

(学位論文)

第 4 条 前条第 1 項第 3 号に掲げる学位論文の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 学位論文は、1 編とし、分冊の場合は、総合題目を付す。
- (2) 学位論文は、単著又は共著論文とする。
- (3) 共著論文は、原則として論文提出者が当該論文の第一著者の場合に限り、共著者の承諾書 (別紙様式第 6 号) を添付して提出することができる。
- (4) 学位論文は、印刷公表された論文の別刷又は掲載証明書が添付された原稿とする。

(学位論文の提出期限)

第5条 学位論文の提出期限は原則として、最終学年の10月31日(又は博士課程修了予定月の5ヶ月前)までとする。また、優れた研究業績を上げたと認める者の提出期限は、原則として、3年次の12月20日までとする。

(学位論文提出資格の審査)

第6条 研究科教授会に、学位論文提出者の論文提出資格の有無を審査するため、学年度ごとに資格審査会を置く。

- 2 資格審査会は、研究科教授会の構成員のうちから選出された者5人で組織する。
- 3 資格審査会の運営に関し、必要な事項は資格審査会が定める。

(学位論文の受理及び審査の付託)

第7条 研究科長は、資格審査会による学位論文提出資格の審査結果に基づき、研究科教授会の議を経て学位論文の受理の可否を決定する。

- 2 指導教員は、研究科教授会において学位論文提出者の研究歴、研究の概要、単位取得状況等を報告しなければならない。
- 3 研究科長は、学位論文を受理したときは、関係書類を添えて学長に報告しなければならない。
- 4 学長は、前項の報告に基づき学位審査を研究科教授会に付託する。

(審査会の設置)

第8条 研究科教授会は、規則第12条の規定に基づき、付託された学位論文ごとに審査会を設置し、学位論文の審査及び最終試験の実施を委嘱する。

- 2 審査会は、研究科教授会の構成員のうちから選出された主査1人、副査2人の審査委員をもって組織する。
- 3 審査委員会委員は、学位論文の共著者、指導教員、紹介教員及び親族(3親等以内)以外の研究科教授会の委員とする。
- 4 研究科教授会は、学位論文の審査に当たって特に必要があると認めるときは、第2項の審査委員の中に、他の大学院又は研究所等の教員等を含めることができる。
- 5 研究科教授会は、審査委員に事故があるとき又は欠けたときは、後任委員を選出するものとする。

(審査)

第9条 審査会による審査は、主査が主宰し、審査委員全員の出席の下で公開して行わなければならない。

- 2 主査は、審査会の開催に当たっては、あらかじめ、審査会の日時、場所等を公示するとともに、研究科長及び学位論文提出者に通知しなければならない。
- 3 学位論文の審査及び最終試験は、原則として学位論文を受理した日から3月以内に終了する。

(評価の基準)

第9条の2 審査会は、以下の審査項目をもって、総合的に合否を判定する。

- (1) 提出論文の内容、意義について十分に把握していること。
- (2) 研究の背景、目的と方法について熟知していること。
- (3) 研究の成果について正しく理解していること。
- (4) 関連する国内外の研究を良く理解していること。
- (5) 研究成果の展望について確かな見識を有していること。

(審査結果の報告)

第10条 審査会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、速やかに論文審査結果の要旨(別紙様式第7号)及び最終試験結果の要旨(別紙様式第8号)を研究科教授会に報告しなければならない。

- 2 審査会は、学位授与の申請をしようとする者が規則第22条第2項に定めるやむを得ない事由があると申請した場合には、速やかに当該事由の審査結果を研究科教授会に報告しなければならない。

(研究科教授会の議決)

第 11 条 研究科教授会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否及びやむを得ない事由の承認を議決する。

2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学長への報告及び学位授与の決定)

第 12 条 研究科長は、前条により学位授与の可否を議決したときは、議決結果に論文審査及び最終試験結果の要旨を添付して学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき学位の授与を決定する。

(附属図書館長への提出)

第 12 条の 2 研究科長は、前条により学位授与が決定したときは、学術リポジトリ登録者認証 ID 及びパスワード発行申請書に博士論文全文の電子データを添付して附属図書館長に提出しなければならない。ただし、規則第 22 条第 2 項に定めるやむを得ない事由がある場合には、学術リポジトリ登録者認証 ID 及びパスワード発行申請書に加え、学術リポジトリ登録申請書(博士論文の要約の提出)、博士論文要約の電子データ及び博士論文全文の印刷物を添付して附属図書館長に提出しなければならない。

2 研究科長は、前項ただし書きに定めるやむを得ない事由で学術リポジトリに登録した後に、第 3 条第 2 項の書類の提出があった場合は、学術リポジトリ登録者申請書(博士論文全文の提出)に博士論文全文の電子データを添付して附属図書館長に提出しなければならない。

(学位記の日付)

第 13 条 課程修了による学位記の日付は、次のとおりとする。

(1) 標準修業年限内に学位授与を決定された者は、当該学年度修了の日とする。

(2) その他の者にあつては、学長が学位授与を決定した日とする。

(退学者の取扱)

第 14 条 研究科を退学した者については、琉球大学大学院学則第 34 条の規定により再入学し、所定の課程を修了しなければ課程修了による学位を授与することはできない。

第 3 章 学位論文提出による学位の授与

(学位論文提出の資格要件)

第 15 条 規則第 5 条の規定に基づき、課程を経ない者で、学位論文の提出により学位授与の申請を行うことができる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 論文提出による学位授与申請の資格要件に関する申合せ(昭和 62 年 5 月 19 日制定)に定める所定の研究歴を有する者

(2) 研究科教授会が実施する外国語試験に合格した者

(提出書類)

第 16 条 規則第 7 条第 1 項に定める提出書類の部数及び様式等は、次の各号に掲げるとおりとし、研究科教授会の構成員である指導教授又は紹介教授の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。

(1) 学位申請書	(別紙様式第 1-2 号)	1 部
(2) 論文目録	(別紙様式第 2 号)	10 部
(3) 学位論文		10 部
(4) 論文要旨	(別紙様式第 3 号)	10 部
(5) 参考論文	3 編以内	各 9 部
(6) 履歴書	(別紙様式第 4 号)	1 部
(7) 最終出身学校の卒業(修了)証明書		1 部
(8) 研究歴証明書	(別紙様式第 9 号)	1 部
(9) 外国語試験合格証明書	(別紙様式第 10 号)	1 部
(10) 在職証明書		1 部
(11) 戸籍抄本		1 部

- (12) 学術リポジトリ登録者認証 ID 及びパスワード発行申請書 (別紙様式第 12 号) 1 部
 規則第 22 条第 2 項に定めるやむを得ない事由がある場合は
 学術リポジトリ登録申請書(博士論文の要約の提出) (別紙様式第 13 号) 1 部
- (13) 承諾書 (共著者がいる場合) (別紙様式第 6 号) 1 部
- (14) 博士論文全文の電子データ又は博士論文要約の電子データ
- 2 規則第 22 条第 2 項に定めるやむを得ない事由が消滅した場合の提出書類の部数及び様式等は、次の各号に掲げるとおりとし、指導教員の承認を得て研究科長に提出しなければならない。
- (1) 学術リポジトリ登録申請書 (博士論文全文の提出) (別紙様式第 14 号) 1 部
- (2) 承諾書 (共著者がいる場合) (別紙様式第 6 号) 1 部
- (3) 博士論文全文の電子データ

(学位論文審査手数料)

第 17 条 学位論文を提出する者は、前条に定める書類を提出の上、学位論文審査手数料として 57,000 円を本学の指定する方法により支払わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が退学後 1 年以内に学位論文を提出するときは、学位論文審査手数料を免除する。

(学位論文の提出)

第 18 条 学位論文の提出は、随時行うことができる。

(学位記の日付)

第 19 条 学位論文の提出による学位記の日付は、学長が学位授与を決定した日とする。

(準 用)

第 20 条 第 4 条及び第 6 条から第 12 条の 2 までの規定は、学位論文提出による学位の授与の審査等について準用する。この場合において、第 7 条中「指導教員」とあるのは「指導教授又は紹介教授」と、第 8 条中「最終試験」とあるのは「学力の確認」と、「指導教員」とあるのは「指導教授又は紹介教授」と、第 9 条中「最終試験」とあるのは「学力の確認」と、第 10 条中「最終試験結果の要旨 (別紙様式第 8 号)」とあるのは「学力確認結果の要旨 (別紙様式第 11 号)」と、第 12 条中「最終試験」とあるのは「学力の確認」と読み替えるものとする。

第 4 章 雑 則

(雑 則)

第 21 条 この細則に定めるもののほか、研究科における学位授与に関し必要な事項は研究科教授会が別に定める。

附 則

この細則は、平成元年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 9 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 9 年 4 月 30 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 11 年 4 月 9 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 12 年 4 月 27 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 10 月 8 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 3 月 31 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 11 日）

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 13 日）

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日）

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 12 日）

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

琉球大学大学院医学研究科の学位授与に関する取扱細則についての申合せ

平成元年 2 月 8 日
制 定

琉球大学大学院医学研究科の学位授与に関する取扱細則の解釈及び運用に当たっては、次により取り扱うものとする。

第 2 章 課程修了による学位の授与

第 2 条 学位論文提出の資格要件関係

- 1 第 2 項中「優れた研究業績を上げたと認める者」とは、在学中に I F（インパクトファクター）が 2 以上の学術誌に掲載された論文の第一著者とする。ただし、第一著者として複数の論文を有する場合は I F の合計が 2 以上（直近 3 年間の平均値）の者とする。なお、共同第一著者が複数存在する場合は、I F を共同第一著者の数で除した数値をもって、上記の評価の対象とする。
- 2 課程修了による学位の授与は、在学者のみに対して行う。
- 3 上記 2 及び取扱細則 14 条の規定にかかわらず、研究科博士課程に 4 年以上在学して所定の単位を取得後、学位論文を提出することなく退学し、退学後 1 年以内に学位授与の申請をした者に対し学位を授与するときは、課程博士（単位取得退学による課程博士）として取り扱う。
- 4 研究科博士課程に 4 年以上在学して所定の単位を取得し、学位論文も提出したが、当該年度に修了できずに退学した者に対して学位を授与するときは、前項と同様に取り扱う。
- 5 上記 3 及び 4 の学位授与に関する審査会による審査に当たっては、審査の期間につき、琉球大学学位規則 15 条においては、学位論文を受理した日から 1 年以内に終了しなければならないとされ、取扱細則第 9 条第 3 項においては、原則として学位論文を受理した日から 3 月以内に終了するとされていることに留意しなければならない。

第 3 条 提出書類関係

- 1 研究科教授会は、審査のため必要があるときは、提出書類のほか資料等の提出を求めることができる。
- 2 第 1 項第 8 号において、学位論文を提出する者は、学術リポジトリ登録者認証 ID 及びパスワード発行申請書を提出しなければならない。ただし、第 10 条第 2 項に定めるやむを得ない事由がある場合は、学術リポジトリ登録者認証 ID 及びパスワード発行申請書に加えて、学術リポジトリ登録申請書（博士論文要約の提出）を提出しなければならない。

第 4 条 学位論文関係

- 1 学位論文とは、原則として、いわゆる原著論文の形式で「緒論」、「材料と方法」、「結果」及び「考察」に準じた項目の順に論旨が展開される形式である。
- 2 学位論文のページ数は制限しない。
- 3 第 3 号中「原則として論文提出者が当該論文の第一著者の場合に限り」とあるが、当該論文が CURRENT CONTENTS に収録された国際的学術雑誌に掲載され、資格審査委員会が妥当と認めた論文で、かつ、受理された当該論文に、第一著者と同等の主たる研究者であることが記載されている場合は、この限りではない。
- 4 共著者が外国人である場合の承諾書は、別紙様式第 6 号に定めた要件を満たす外国語による書類をもって代えることができる。
- 5 共著者に対しては、インターネットによる公表についても承諾を得る必要がある。

第 5 条 学位論文の提出期間関係

- 1 所定の期間後に提出された学位論文の取扱いは、その都度研究科教授会が定めるところによる。

- 2 所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した再入学者及び留年者は、学位論文を随時提出することができる。

第6条 学位論文提出資格の審査関係

- 1 資格審査会の審査事項については、次のとおりとする。
 - (1) 提出書類の完備状況
 - (2) 学位論文提出者の在学年限、修得単位数、研究歴等
 - (3) 学位論文の体裁等
- 2 資格審査会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 大学院医学研究科教授（基礎医学系）から選出された者 2人
大学院医学研究科教授（臨床医学系）から選出された者 2人
 - (2) 研究科長が特に必要と認める者 1人
- 3 資格審査会に委員長を置き、医学研究科長が指名する者をもって充てる。

第9条 審査関係

- 1 審査会の審査は、論文提出者の口頭による発表及びこれに関する質疑応答により行う。
- 2 最終試験は、学位論文の審査終了後、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行う。
- 3 外国人の審査と最終試験は、審査可能な場合は日本語以外でも認める。
- 4 審査会は、審査に当たり必要と認めるときは、事前に研究内容を確認することができる。

第10条 審査結果の報告

第2項で定めるやむを得ない事由とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 博士論文が立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含むとき。
- (2) 博士論文が著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を越えてインターネットの利用により公表することができない内容を含むとき。
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を越えて生じるとき。
- (4) その他、共著者の許諾を得られない場合、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が生じる場合又は当該研究科において博士論文全文の公表が適切ではないと判断される場合等、特別な事情があるとき。

第3章 学位論文提出による学位の授与

第15条 学位論文提出の資格要件関係

- 1 研究歴の期間計算の始期は、論文提出による学位授与の資格要件に関する申合せ（昭和62年5月19日制定）の施行日にかかわらず、研究開始の日から起算するものとする。
- 2 外国語試験は、本研究科に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が退学後3年以内に学位論文を提出したときは免除する。

第16条 提出書類関係

- 1 指導教授又は紹介教授は、論文提出による学位申請者の研究歴について、別紙様式により研究歴計算書を提出しなければならない。
- 2 学位論文は、原則として申請の日から遡及して2年以内に印刷発表されたものを対象とする。
- 3 研究科教授会は、審査のため必要があるときは、提出書類のほか資料等の提出を求めることができる。

附 則

この申合せは、平成元年2月8日から実施する。

附 則

この申合せは、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成 6 年 11 月 9 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成 15 年 7 月 9 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成 16 年 3 月 10 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成 22 年 3 月 10 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成 26 年 3 月 31 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 10 月 15 日）

- 1 この申合せは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条 3 項については、平成 31 年 4 月 1 日以降の在籍者に適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 11 日）

この申合せは、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

論文提出による学位授与申請の資格要件に関する申合せ

〔昭和 62 年 5 月 19 日〕
制 定

(趣 旨)

第 1 条 この申合せは、琉球大学学位規則（以下「規則」という。）第 26 条の規定に基づき、規則第 5 条及び第 7 条に定める学位論文の提出によって学位授与の申請を行うことができる者の資格要件に関し、必要な事項を定める。

(資格要件)

第 2 条 学位論文を提出できる者は、医学の大学院の入学資格の有無にかかわらず、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 本学医学研究科に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者
- (2) 大学の医学、歯学又は修業年限 6 年の獣医学若しくは薬学の課程を修了した者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 筆頭著者として掲載された論文（学位論文及び副論文）のインパクトファクター（以下「I F」という。）の総和が 5 以上の者については、研究歴を 10 年以上有する者
 - イ 筆頭著者として掲載された論文（学位論文及び副論文）の I F の総和が 10 以上の者については、研究歴を 6 年以上有する者
- (3) 大学の医学、歯学又は修業年限 6 年の獣医学若しくは薬学以外の課程を修了した者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 筆頭著者として掲載された論文（学位論文及び副論文）の I F の総和が 5 以上の者については、研究歴を 12 年以上有する者
 - イ 筆頭著者として掲載された論文（学位論文及び副論文）の I F の総和が 10 以上の者については、研究歴を 6 年以上有する者

(研究歴)

第 3 条 前条第 2 号及び第 3 号に規定する研究歴とは、次の各号の一つに該当する期間とする。

- (1) 本学部医学科及び附属病院において専任教員として研究に従事した期間
 - (2) 本学部附属病院で医員・医員（研修医）として研究に従事した期間
 - (3) 医学・生命科学関連分野の大学院（修士課程を含む。）に在学した期間
 - (4) 大学の医学、歯学又は修業年限 6 年の獣医学若しくは薬学の課程において研究生として在学した期間
 - (5) 大学及び国公立の研究機関並びに研究所等において専任の研究者として研究に従事した期間
 - (6) 研究科教授会が研修、研究機関として認定する病院、研究所等において研究に従事し、かつ、本学の研究生として在学した期間
 - (7) 外国の医育機関及び外国の政府直轄の機関において研究に従事した期間
- 2 前項に規定する期間は、原則として全期間を研究歴として取扱う。
- 3 研究科教授会は、第 1 項に定めるもののほか、相当と認める施設等における研究期間及び第 1 項第 5 号に規定する機関等で専任の研究者以外の者として研究に従事したと認められる者について、相当な研究歴を認めることができる。

附 則

この申合せは、昭和 62 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成元年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 20 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

- 1 この申合せは、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 2 条及び第 3 条の規定は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の第 2 条及び第 3 条の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日現在において、改正前の第 2 条及び第 3 条の研究歴を有する者は、論文提出による学位授与を申請することができるものとする。

附 則

この申合せは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 28 日）

この申合せは、平成 28 年 9 月 28 日から施行する。ただし、改正後の第 2 条及び第 3 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

琉球大学大学院医学研究科外国人留学生入学志願者の選考に関する申合せ

（昭和62年12月9日）
制 定

（趣旨）

第1 この申合せは、琉球大学外国人学生規程（以下「規程」という。）第9条第2項の規定に基づき、琉球大学大学院医学研究科に入学を志願する外国人留学生の選考について定める。

（選抜方法）

第2 外国人留学生に対する学力検査科目は、英語とする。

2 口頭試問については、研究科長、学務委員長及び指導教員予定者とする。

3 外国人留学生に対する学力検査の試験問題は、口頭試問担当者が出題するものとする。

第3 日本の大学を卒業した者（又は卒業見込みの者）の選考については、この申合せによらず募集要項によるものとする。

附 則

この申合せは、昭和62年12月9日から実施する。

附 則

この申合せは、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成28年6月8日から実施する。

琉球大学大学院医学研究科論文博士の外国語試験実施要項

平成元年 1 月 19 日
医学研究科委員会制定

(趣 旨)

第 1 条 この要項は、琉球大学学位規則第 14 条に定めるもののほか、琉球大学大学院医学研究科論文博士の外国語試験（以下「試験」という。）に関し必要な事項を定める。

(申請資格)

第 2 条 試験の受験を申請できる者は、本研究科に学位論文を提出して博士の学位を取得しようとする者及び本学医学科 4 年生以上に在学している者とする。

(試験の実施時期)

第 3 条 試験の実施時期は、原則として第 1 回目を 9 月又は 10 月、第 2 回目を 2 月又は 3 月の 2 回とし、試験の実施日時、場所及び受験の申請時期等はそれぞれ 2 月前までに学内に公示する。

(試験の実施)

第 4 条 試験は、大学院医学研究科の入学試験を活用することができる。

(申請手続)

第 5 条 試験を受験しようとする者は、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。
外国語試験受験願書 (別紙様式) 1 部

(試験科目)

第 6 条 試験は、英語について、筆答又は口頭により行う。

(外国人に対する試験)

第 7 条 外国人に対する試験は、琉球大学大学院医学研究科外国人留学生入学志願者の選考に関する申合せ（昭和 62 年 12 月 9 日制定）を準用する。ただし、口頭試問は実施せず、研究歴等の書類審査を行う。

(外国語試験合格証明書)

第 8 条 研究科長は、申請者から外国語試験合格証明書の請求があったときには、これを交付するものとする。

2 論文博士の外国語試験合格証明書の有効期間は、学位取得時までとする。

3 本学医学科 4 年生以上に在学している者の外国語試験合格証明書の有効期間は、卒業時より 6 年間とする。

(雑 則)

第 9 条 この要項に定めるもののほか、試験に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この要項は、平成元年 1 月 19 日から実施する。

附 則

1 この要項は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

2 平成 6 年 4 月 1 日に既に外国語試験野 1 科目に合格している者については、第 6 条の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この要項は、平成 15 年 6 月 11 日から実施する。

1 課程博士の論文提出の手引

1. 博士課程修了予定者の論文提出手続き

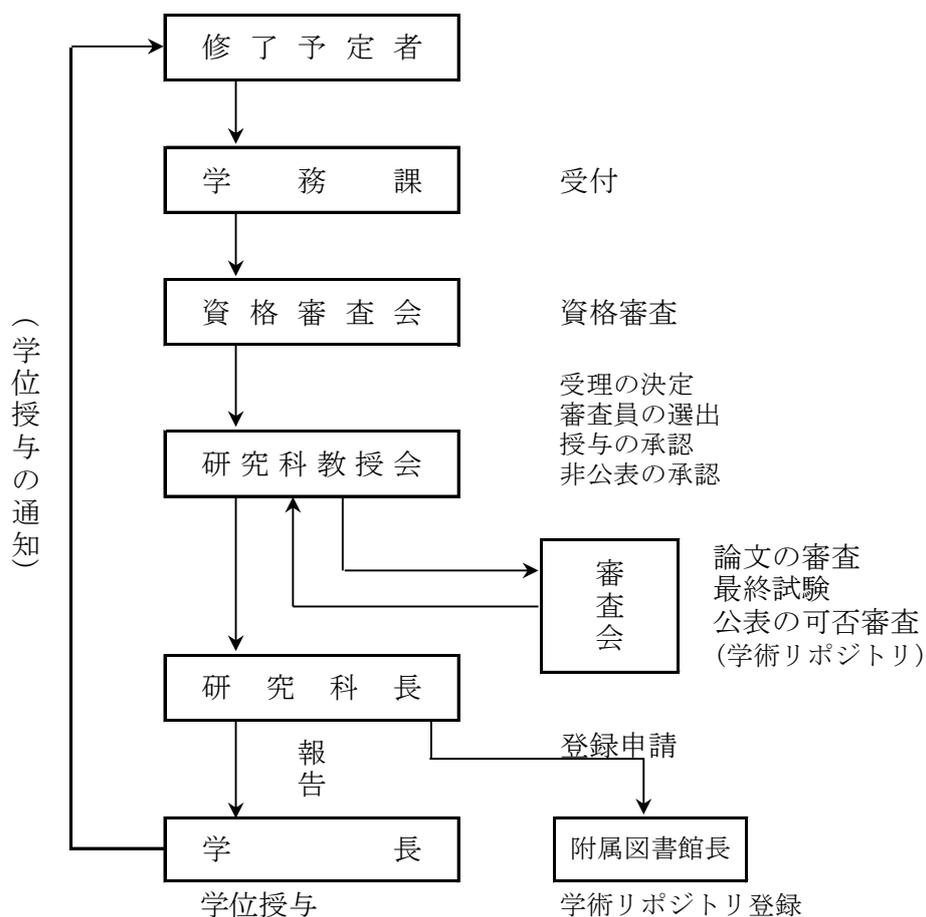
本研究科博士課程を修了するには、原則として本研究科に4年以上在学し、所定の単位を修得した上、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

医学研究科学生は、4年間の課程修了に先立ち、論文審査の手続きを前年の10月31日（又は修了予定月の5ヵ月前）までに行わなければならない。

学位論文の提出に際しては、詳細な手続上のきまりがあるので、あらかじめ本手引を熟読してミスのないようにすること。

提出書類のうち所定様式については、学内広報のホームページからダウンロードできるので、それを利用すること。

なお、提出から学位授与までの流れを下図に示したのでその概略をつかむこと。



(1) 論文提出の時期

4年次の4月1日から10月31日までの間又は修了予定月の5ヵ月前までに提出すること。

(土曜日、日曜日、祝祭日は除く)

(2) 論文提出先

論文は、本研究科長に提出するが、その受付は学務課で行う。この際、提出書類をチェッ

クし、誤記があればその場で訂正願うので、必ず本人が持参すること。

(3) 提出書類

- | | | |
|---------------------------------|---------------|-------|
| ① 学位審査願 | (別紙様式第 1-1 号) | 1 部 |
| ② 論文目録 | (別紙様式第 2 号) | 10 部 |
| ③ 学位論文 | | 10 部 |
| ④ 論文要旨 | (別紙様式第 3 号) | 10 部 |
| ②～④については、電子データを併せて提出 | | |
| ⑤ 参考論文があるときは当該論文 | 3 編以内 | 各 9 部 |
| ⑥ 履歴書 | (別紙様式第 4 号) | 1 部 |
| ⑦ 研究指導証明書 | (別紙様式第 5 号) | 1 部 |
| ⑧ 掲載証明書 (原稿の場合) | | |
| ⑨ 承諾書 (共著の場合) | (別紙様式第 6 号) | 1 部 |
| ⑩ 倫理審査申請書、審査結果通知書及び動物実験計画書の写し | | 1 部 |
| ⑪ 副指導教員による学位論文投稿前事前審査のチェックリスト | | 1 部 |
| ⑫ 学術リポジトリ登録者申請書 (別紙様式第 12 号) 又は | | |

学術リポジトリ登録申請書 (博士論文の要約の提出) (別紙様式第 13 号) 1 部

※やむを得ない事由により論文をインターネットで公表することができない場合は、「学術リポジトリ登録申請書 (博士論文の要約の提出)」を提出する。

※上記の「やむを得ない事由」が消滅した場合は、「学術リポジトリ登録申請書 (博士論文全文の提出) (別紙様式第 14 号)」を提出する。

※「やむを得ない事由」に該当するのは以下のとおり

- (1) 立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットで公表することができない内容を含むとき。
- (2) 著作権保護、個人情報保護等の理由により、学位授与日から 1 年を超えてインターネットで公表することができないとき。
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナル等への掲載、特許の申請等の関係でインターネットで論文の全文を公表することにより、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が学位授与日から 1 年を超えて生じるとき。
- (4) その他、共著者の許諾を得られない場合、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が生じる場合又は当該研究科において博士論文全文の公表が適切ではないと判断される場合等、特別な事情があるとき。

- (4) 原稿で申請した者は、雑誌が発行された時に、速やかに別刷 3 部を事務部教務係に提出すること。

2. 学位論文作成及び提出書類記入上の注意事項

提出書類の作成にあたっては、以下の事項に注意するとともに、記入例を参考にすること。

(1) 学位審査願（別紙様式第1-1号）

- ア 申請年月日は記入しない。
- イ 氏名は戸籍抄本のそれと一致させること。
- ウ 氏名、指導教員は楷書(直筆)で記入すること。
- エ 印鑑は他の書類と同一のものを使用すること。
- オ 参考論文がある場合は編数を記入すること。
- カ 参考論文、掲載証明書、承諾書がない場合は、2本線で削除すること。(訂正印不要)

(2) 論文目録（別紙様式第2号）

- ア 論文題目、著者名は学位論文と一致させること。
- イ **著者には共著者全員の氏名を記入すること。**
- ウ 論文題目が欧文の場合は、() に和文訳を記入すること。
- エ 公表の方法及び時期は、別刷で願い出る場合は雑誌名、巻号、初頁-終頁、発行年を記入し、原稿で願い出る場合は雑誌名のみを記入すること。
- オ 参考論文も学位論文と同様に記入すること。

(3) 学位論文

ア 表紙

- (ア) 表題は論文の内容を具体的かつ簡潔に示すものとし、邦文の場合は日本語で、外国語で書かれたもの場合は外国語で記載すること。
- (イ) 数度に分割して各種の学術雑誌等に発表した論文を単一の学位論文としてまとめる場合は、学位論文としての総合表題をつけること。
- (ウ) 略語は、表題の中ではごく一般化されたもの以外は原則として使用しないこと。
- (エ) 表紙の様式は次のとおりとする。

The diagram shows a rectangular box representing a title page. It contains four horizontal lines, each with a label below it: 'a' is at the top right, 'b' is in the middle left, 'c' is in the middle left, and 'd' is at the bottom left.

a 学位論文又は参考論文の別(参考論文が2編以上ある場合は、論文目録の記載順に番号を付けること。例……参考論文1、参考論文2)

b 表題

c 琉球大学大学院医学研究科 ○○○○専攻

d 著者名(学位申請者のみ)

イ 本文

(ア) 学位論文のページ数は制限しない。

(イ) 学位論文及び参考論文は原則として返却しない。なお、学位が授与された論文は国会図書館、本学附属図書館医学部分館に保管される。

(ウ) 掲載証明書付の原稿の体裁は以下を基準とする。

① 学位論文はワープロ印字とし、学術雑誌に投稿したものと同一の形式で提出すること。

② 学位論文は長期の保管に耐えるように製本すること。

③ 提出する学位論文のうち1部は原本とし、残りはコピーでもよいが、写真は原本同様に6部は、オリジナルプリントを使用すること。

(4) 論文要旨（別紙様式第3号）

ア 論文題目は学位論文と一致させること。

イ 論文題目が欧文の場合は、（ ）に和文訳を記入すること。

ウ 要旨は邦文で1200字以内とし、文字数×行数を20×20で作成すること。

エ 要旨は、研究の目的、方法、結果を含め、本論文の概要が分かるように研究内容を要約すること。

オ 要旨は、ワープロ印字とすること。

カ 図表及び写真は挿入しない。

キ 論文要旨の表紙は記入例を参照すること。

(5) 参考論文

ア 必要に応じて参考論文を提出することができる。（3編以内）

イ 表紙は学位論文の表紙に準じて作成すること。

(6) 履歴書（別紙様式第4号）

ア 記入例を参照すること。

イ 異動年月日については、所属機関の庶務、人事等で確認の上、正確に記入すること。

ウ 満期留年者及び最終学年の11月1日以降に提出する者は、学歴、研究歴の最後の行の摘要欄は“修了見込”ではなく、“現在に至る”と記入し、年月日欄は記入しない。

(7) 研究指導証明書（別紙様式第5号）

ア 記入例を参照すること。

イ 指導教員名は楷書（直筆）で記入すること。

ウ 論文題目は学位論文と一致させること。

エ 論文題目が欧文の場合は、（ ）に和文訳を記入すること。

(8) 承諾書（別紙様式第6号）

ア 共著者全員について提出すること。

イ 氏名は直筆で記入する。

ウ 論文題目は学位論文と一致させること。

エ 論文題目が欧文の場合は、() に和文訳を記入する。

(9) 掲載証明書

ア 論文題目、著者名が記載された証明書であること。発行元からの電子メールによる掲載決定通知も可とする。

イ 参考論文が原稿の場合は、参考論文の掲載証明書も提出すること。

※事前に学務課教務係にて申請書類等を確認することが望ましい。

3. 所定様式及び記載例

(別紙様式第1-1号)

※各様式とも同一の印かんを使用すること。

		年	月	日
琉球大学長 殿				
○○年度入学				
医学研究科	医	学	専攻	
氏 名	琉球太郎			印
	(直筆)			
指導教員名	沖縄二郎			印
	(直筆)			
学 位 審 査 願				
博士（医学）の学位を受けたいので、審査くださるよう琉球大学学位規則第6条第2項の規定により、下記の書類を添えて提出いたします。				
記				
論 文 目 録				10部
学 位 論 文	1編			10部
論 文 要 旨				10部
参 考 論 文	編 各			9部
履 歴 書				1部
研究指導証明書				1部
掲載証明書(原稿の場合)				1部
承諾書(共著の場合)				1部
倫理審査申請書、審査結果通知及び動物実験計画書の写し				1部

論 文 目 録

氏 名 琉球太郎

学位論文

1. 論 文 題 目 An Experimental Study of Ethanol Action on Bulbar
Inspiratory Neurons
(延髄の吸息神経におけるエタノール反応の実験的研究)
2. 著 者 Taro Ryukyu, Jiro Okinawa
3. 公表の方法及び時期 Jpn. J. Alcohol & Drug Dependence, 24, 11-18, (1989).

参考論文

1. 論 文 題 目
 2. 著 者
 3. 公表の方法及び時期
-
1. 論 文 題 目
 2. 著 者
 3. 公表の方法及び時期
-
1. 論 文 題 目
 2. 著 者
 3. 公表の方法及び時期

(別紙様式第3号)

論 文 要 旨

論 文 題 目

An Experimental Study of Ethanol Action on Bulbar Inspiratory Neurons

(延髄の吸息神経におけるエタノール反応の実験的研究)

氏 名 琉球太郎

履 歴 書

ふりがな 氏 名	りゅうきゅう たろう 琉 球 太 郎	昭〇〇年〇〇月〇〇日生 (満〇〇歳)	Ⓜ 女
本 籍 地	沖 縄 都・道・府・Ⓜ		
現 住 所	□□□-□□□□ 沖縄県〇〇郡〇〇市〇〇町〇〇番地 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
学歴・職歴・研究歴及び賞罰について各項目別にまとめて記入のこと			
項 目	年・月	摘 要	
学 歴	平〇〇・〇〇	沖縄県立琉球高等学校入学	
	平〇〇・〇〇	沖縄県立琉球高等学校卒業	
	平〇〇・〇〇	琉球大学医学部医学科入学	
	平〇〇・〇〇	琉球大学医学部医学科卒業	
	平〇〇・〇〇	琉球大学大学院医学研究科医学専攻入学(社会人枠)	
	平〇〇・〇〇	琉球大学大学院医学研究科医学専攻修了見込	
職 歴	平〇〇・〇〇	琉球大学医学部附属病院 医員(研修医)	
	平〇〇・〇〇	同上退職	
	平〇〇・〇〇	〇〇病院 医師	
	平〇〇・〇〇	同上退職	
	平〇〇・〇〇	□□病院 医師	
		現在に至る	

(裏面へつづく)

(別紙様式第6号)

承 諾 書

年 月 日

琉球大学大学院医学研究科長 殿

氏 名：_____ (共著者直筆) 印

私は、私と共著した論文提出者 琉球太郎 が、下記の論文を貴研究科に学位論文として提出することを承諾します。

なお、私は当該論文を学位論文として過去において使用せず、また、将来において使用しません。

また、当該論文をインターネットにより公表することについても承諾します。

記

論文題目： An Experimental Study of Ethanol Action on Bulbar
Inspiratory Neurons
(延髄の吸息神経におけるエタノール反応の実験的研究)

備考 この承諾書は、共著者が作成すること（複数の場合は、各人毎に作成する）。

(別紙様式第7号)

論 文 審 査 結 果 の 要 旨

報告番号	課程博 * 第 号 論文博	氏 名	
論文審査委員	審 査 日 年 月 日		
	主 査 教 授		印
	副 査 教 授		印
	副 査 教 授		印
(論 文 題 目)			
(論文審査結果の要旨)			

- 備 考
- 1 用紙の規格は、A4とし縦にして左横書きとすること。
 - 2 要旨は800字～1200字以内にまとめること。
 - 3 *印は記入しないこと。

(別紙様式第8号)

最終試験結果の要旨

報告番号	*課程博第 号	氏名	
論文審査委員	審査日		年 月 日
	主査教授		印
	副査教授		印
	副査教授		印
<p>(最終試験結果の要旨)</p>			

- 備考 1 用紙の規格は、A4とし縦にして左横書とすること。
 2 *印は記入しないこと。

年 月 日

琉球大学学術リポジトリ登録者認証 ID 及びパスワード発行申請書

琉球大学学術リポジトリ運営委員会委員長 殿

私は、琉球大学学術リポジトリ登録細則第 3 条第 1 項の規定に基づき、学術研究成果等を琉球大学学術リポジトリに登録するための認証 ID 及びパスワードの発行を申請します。

記

(申請者記入欄)

所 属		
氏 名	印	
職員番号・ 学籍番号		
連絡先	電話	
	e-mail	

※本申請書に記載された個人情報の取扱いは琉球大学学術リポジトリへのユーザー登録のみに利用します

(以下の記入は不要です。)

搭載日	ID・パスワード設定	受付日

学術リポジトリ登録申請書

(博士論文の要約の提出)

年 月 日

琉球大学学術リポジトリ運営委員会委員長 殿

※この申請書は博士論文提出時に研究科長宛て併せて提出すること。

著 者	フリガナ氏名	
	研究科	
	専攻・コース	
	学籍番号	
連 絡 先	住所	〒
	Tel.	
	E-mail	
指導教員氏名		

やむを得ない事由により、私が執筆した下記の博士論文(全文)に代えて、その内容を要約したものを別添のとおり提出します。

なお、やむを得ない事由が消滅した場合は、すみやかに博士論文(全文)を提出します。

記

論文題目	
学位授与年月日(予定)	
「やむを得ない事由」の該当番号	
博士論文全文の公表予定時期	<input type="checkbox"/> 年 月 日以降 <input type="checkbox"/> 未定
特記事項(別紙可) *公表に際して特に記載すべき事項があれば記入。	

※やむを得ない事由: 次のうち該当する番号を記入してください。

- (1) 立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットで公表することができない内容を含む場合
- (2) 著作権保護、個人情報保護等の理由により、学位授与日から1年を超えてインターネットで公表することができない場合
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナル等への掲載、特許の申請等の関係でインターネットで論文の全文を公表することにより、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が学位授与日から1年を超えて生じる場合
- (4) その他、共著者の許諾を得られない場合、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が生じる場合又は当該研究科において博士論文全文の公表が適切ではないと判断される場合等、特別な事情がある場合

<注意事項>

1. この申請書は、学位論文のインターネット公開のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について許可を与えていただくものであり、著作権を移譲するものではありません。
2. リポジトリ登録作業として、本文の電子ファイル(CD-R等)もしくは印刷物をご提供ください。
3. あなたの論文が出版社から公表予定の場合や、特許・実用新案等の申請予定がある場合は、下記までご相談ください。
4. この申請書に記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。

連絡先: 〒903-0214 沖縄県西原町字千原1番地 琉球大学附属図書館情報サービス課サービス企画係
Tel: 098-895-8161 Fax: 098-895-8169 E-Mail: tsukikaku@acs.u-ryukyuu.ac.jp

研究科審査会等での承認月日	年 月 日				
学位の種類	博士()	報告番号		学位記番号	研 第 号 論 第 号

学術リポジトリ登録申請書

(博士論文全文の提出)

年 月 日

琉球大学学術リポジトリ運営委員会委員長 殿

※この申請書は研究科長宛て提出すること。

著 作 者	フリガナ 氏名	
	研究科	
	専攻・コース	
	学籍番号	
連 絡 先	住所	〒
	Tel.	
	E-mail	
指導教員又は当該専攻 分野の教員の氏名		

私が執筆した下記の博士論文について、やむを得ない事由が消滅しましたので別添のとおり全文を提出します。

記

論文題目	
学位授与年月日	
「やむを得ない事由」の該当番号	
「やむを得ない事由」の消滅理由	
特記事項(別紙可) *公表に際して特に記載すべき事項があれば記入。	

※やむを得ない事由: 次のうち該当する番号を記入してください。

- (1) 立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットで公表することができない内容を含む場合
- (2) 著作権保護、個人情報保護等の理由により、学位授与日から1年を超えてインターネットで公表することができない場合
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナル等への掲載、特許の申請等の関係でインターネットで論文の全文を公表することにより、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が学位授与日から1年を超えて生じる場合
- (4) その他、共著者の許諾を得られない場合、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が生じる場合又は当該研究科において博士論文全文の公表が適切ではないと判断される場合等、特別な事情がある場合

<注意事項>

1. この申請書は、学位論文のインターネット公開のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について許可を与您していただくものであり、著作権を移譲するものではありません。
2. リポジトリ登録作業として、本文の電子ファイル(CD-R等)もしくは印刷物をご提供ください。
3. あなたの論文が出版社から公表予定の場合や、特許・実用新案等の申請予定がある場合は、下記までご相談ください。
4. この申請書に記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。

連絡先: 〒903-0214 沖縄県西原町字千原1番地 琉球大学附属図書館情報サービス課サービス企画係
Tel: 098-895-8161 Fax: 098-895-8169 E-Mail: tsikaku@acs.u-ryukyuu.ac.jp

研究科での承認月日	年 月 日			
学位の種類	博士()	報告番号	学位記番号	研 第 号 論 第 号

2 論文博士の学位授与申請の手引

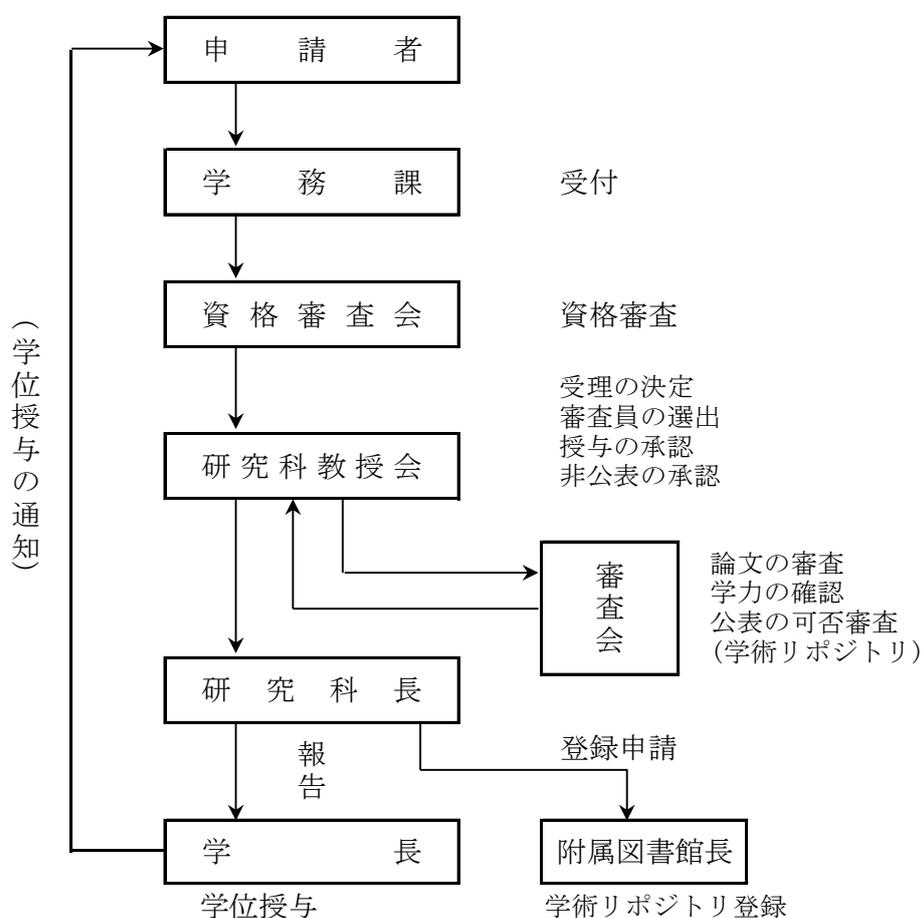
1. 論文博士学位授与申請の手続き

本研究科に学位論文を提出し、学位授与を申請しようとする者は、所定の申請資格を有し、本研究科で実施する外国語試験に合格しなければならない。

学位申請手続きには詳細なきまりがあるので、提出する書類に不備のないようにあらかじめ本手引を熟読してミスのないようにすること。

提出書類のうち所定用紙の配付は学務課で行う。

なお、提出から学位授与までの流れを下図に示したのでその概略をつかむこと。



(1) 論文提出の時期

申請は随時受け付ける。(土曜日、日曜日、祝祭日は除く)

(2) 論文提出先

論文は、本研究科長に提出するが、その受付は学務課教務係で行う。

この際、提出書類をチェックし、誤記があればその場で訂正願うので、必ず本人が持参すること。

(3) 提出書類

- | | | |
|--|---------------|-------|
| ① 学位申請書 | (別紙様式第 1-2 号) | 1 部 |
| ② 論文題目 | (別紙様式第 2 号) | 10 部 |
| ③ 学位論文 | | 10 部 |
| ④ 論文要旨 | (別紙様式第 3 号) | 10 部 |
| ②~④については、電子データを併せて提出 | | |
| ⑤ 参考論文 3 編以内 | | 各 9 部 |
| ⑥ 履歴書 | (別紙様式第 4 号) | 1 部 |
| ⑦ 最終出身学校の卒業 (修了) 証明書 | | 1 部 |
| ⑧ 研究歴証明書 | (別紙様式第 9 号) | 1 部 |
| ⑨ 掲載証明書 (原稿の場合) | | |
| ⑩ 承諾書 (共著の場合) | (別紙様式第 6 号) | 1 部 |
| ⑪ 学術リポジトリ登録者申請書 (別紙様式第 12 号) 又は
学術リポジトリ登録申請書 (博士論文の要約の提出) (別紙様式第 13 号) | | 1 部 |
| ※やむを得ない事由により論文をインターネットで公表することができない場合は、「学術リポジトリ登録申請書 (博士論文の要約の提出)」を提出する。 | | |
| ※上記の「やむを得ない事由」が消滅した場合は、「学術リポジトリ登録申請書 (博士論文全文の提出) (別紙様式第 14 号)」を提出する。 | | |
| ※「やむを得ない事由」に該当するのは以下のとおり | | |
| (1) 立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットで公表することができない内容を含むとき。 | | |
| (2) 著作権保護、個人情報保護等の理由により、学位授与日から 1 年を超えてインターネットで公表することができないとき。 | | |
| (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナル等への掲載、特許の申請等の関係でインターネットで論文の全文を公表することにより、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が学位授与日から 1 年を超えて生じるとき。 | | |
| (4) その他、共著者の許諾を得られない場合、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が生じる場合又は当該研究科において博士論文全文の公表が適切ではないと判断される場合等、特別な事情があるとき。 | | |
| ⑫ 外国語試験合格証明書 | (別紙様式第 10 号) | 1 部 |
| ⑬ 在職証明書 (履歴書に記載されている職歴すべて) | | 1 部 |
| ⑭ 戸籍抄本 | | 1 部 |
| ⑮ 研究歴計算書 | | 1 部 |
| ⑯ 業績一覧 | | 1 部 |

(学位論文審査手数料) 57,000 円)

本学部を卒業した者は、上記⑦、⑭の書類は省略してもよい。

本学研究科に 4 年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が退学後 1 年以内に学位

論文を提出するときは、学位論文審査手数料を免除する。

- (4) 原稿で申請した者は、雑誌が発行された時に、速やかに別刷3部を事務部教務係に提出すること。

2. 学位論文作成及び提出書類記入上の注意事項

提出書類の作成にあたっては、以下の事項に注意するとともに、記入例を参考にしてください。

(1) 学位申請書（別紙様式第1-2号）

- ア 申請年月日は記入しない。
- イ 氏名は戸籍抄本のそれと一致させること。
- ウ 氏名、指導教授（紹介教授）は楷書（直筆）で記入すること。
- エ 印鑑は他の書類と同一のものを使用すること。
- オ 参考論文の編数を記入すること。
- カ 掲載証明書、承諾書がない場合は、2本線で削除すること。（訂正印不要）

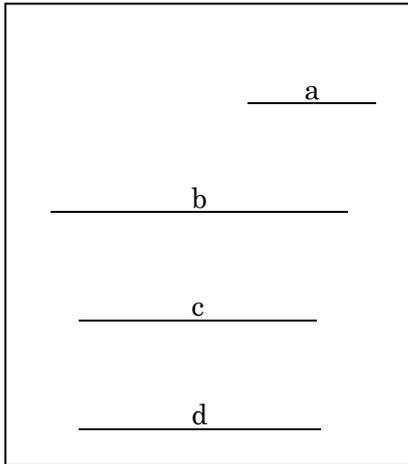
(2) 論文目録（別紙様式第2号）

- ア 論文題目、著者名は学位論文と一致させること。
- イ **著者には共著者全員の氏名を記入すること。**
- ウ 論文題目が欧文の場合は、（ ）に和文を記入すること。
- エ 公表の方法及び時期は、別刷で申請する場合は雑誌名、巻号、初頁-終頁、発行年を記載し、原稿で申請する場合は雑誌名のみを記載する。
- オ 参考論文も学位論文と同様に記入すること。

(3) 学位論文

ア 表紙

- (ア) 表題は論文の内容を具体的かつ簡潔に示すものとし、邦文の場合は日本語で、外国語で書かれたものの場合は外国語で記載すること。
- (イ) 数度に分割して各種の学術雑誌等に発表した論文を単一の学位論文としてまとめる場合は、学位論文としての総合表題をつけること。
- (ウ) 略語は、表題の中ではごく一般化されたもの以外は原則として使用しないこと。
- (エ) 所属する研究機関名は現在所属する研究機関名を記載すること。
- (オ) 表紙の様式は次のとおりとする。



- a 学位論文又は参考論文の別(参考論文が2編以上ある場合は、論文目録の記載順に番号を付けること。例……参考論文1、参考論文2)
- b 表題
- c 現在所属する研究機関名
(例…琉球大学医学部)
- d 著者名(学位申請者のみ)

イ 本文

(ア) 学位論文のページ数は制限しない。

(イ) 学位論文及び参考論文は返却しない。なお、学位が授与された論文は国会図書館、本学附属図書館に保管される。

(ウ) 掲載証明書付の原稿の体裁は以下を基準とする。

- ① 学位論文はワープロ印字とし、学術雑誌に投稿したものと同一の形式で提出すること。
- ② 学位論文は長期の保管に耐えるように製本すること。
- ③ 提出する学位論文のうち1部は原本とし、残りはコピーでもよいが、写真は原本同様に6部は、オリジナルプリントを使用すること。

(4) 論文要旨(別紙様式第3号)

ア 論文題目は学位論文と一致させること。

イ 論文題目が欧文の場合は、()に和文訳を記入すること。

ウ 要旨は邦文で1200字以内とし、文字数×行数を20×20で作成すること。

エ 要旨は、研究の目的、方法、結果を含め、本論文の概要が分かるように研究内容を要約すること。

オ 要旨は、ワープロ印字とすること。

カ 図表及び写真は挿入しない。

キ 論文要旨の表紙は記入例を参照すること。

(5) 参考論文

ア 1編以上3編以内を提出すること。

イ 表紙は学位論文の表紙に準じて作成すること。

(6) 履歴書（別紙様式第4号）

- ア 記載例を参照すること。
- イ 異動年月日については、所属機関の庶務、人事等で確認の上、正確に記入すること。
- ウ 職歴は、在職証明書と一致させること。
- エ 研究歴は、研究歴証明書及び研究歴計算書と一致させること。
- オ 研究歴欄の“研究生”をやめたときは、“退職”ではなく“同上修了”と記入すること。

(7) 研究歴証明書（別紙様式第9号）

- ア 研究歴証明書の研究機関長は、大学の場合は学長又は学部長の証明書とする。
- イ 身分毎に1枚作成すること。
- ウ 研究生の場合は、大学における1週間の通例の研究日数をチェックすること。
- エ 履歴書と一致させること。
- オ 医員（研修医）、医員、教官の場合の研究歴は別紙様式9号に記入のうえ、総務課人事係に提出すること。
- カ 研究生の場合は学務課教務係で発行の手続きを行うこと。

(8) 研究歴計算書（所定用紙）

研究歴証明書に基づき研究に従事した期間の合計を研究歴として記入すること。

(9) 在職証明書

- ア 履歴書の職歴欄に記載した全ての職場から証明書を発行してもらうこと。
- イ 現在の職場の証明書は、最新のものを提出すること。

(10) 掲載証明書

- ア 論文題目、著者名が記載された証明書であること。発行元からの電子メールによる掲載決定通知も可とする。
- イ 参考論文が原稿の場合は、参考論文の掲載証明書も提出すること。

(11) 承諾書（別紙様式第6号）

- ア 共著者全員について提出すること。
- イ 氏名は直筆で記入する。
- ウ 論文題目は学位論文と一致させること。
- エ 論文題目が欧文の場合は、（ ）に和文訳を記入する。

(12) 外国語試験合格証明書（別紙様式第 10 号）

外国語試験合格証明書は、学務課教務係で交付するので申請の前に申し込むこと。

(13) 業績一覧は紙上発表、学会発表のすべてを記載したものを提出すること。

(14) 学位論文審査手数料

医学研究科教授会において学位論文が受理されたら、速やかに手数料を指定の銀行口座に振り込み、領収書(ATM 使用明細も可)の写しを学務課教務係へ提出すること。

(おおむね 1 週間以内)

※事前に学務課教務係にて申請書類等を確認することが望ましい。

3. 所定様式及び記載例

(別紙様式第1-2号)

※各様式とも同一の印かんを使用すること。

		年	月	日
琉球大学長 殿				
		本籍	沖縄都・道・府・ 県	
氏名	西原三郎		印 (直筆)	
指導教授	沖縄二郎		印 (直筆)	
(紹介教授)				
学 位 申 請 書				
博士(医学)の学位を受けたいので、琉球大学学位規則第7条第1項の規定により、 下記の書類を添えて申請します。				
記				
論文目録				10部
学位論文	1編			10部
論文要旨				10部
参考論文	編	各		9部
履歴書				1部
承諾書(共著の場合)				1部
最終出身学校の卒業(修了)証明書				1部
研究歴証明書				1部
外国語試験合格証明書				1部
掲載証明書(原稿の場合)				1部
在職証明書				1部
戸籍抄本				1部
(学位論文審査手数料)				57,000円)

論 文 目 録

氏 名 西原三郎

学位論文

1. 論 文 題 目 An Experimental Study of Ethanol Action on Bulbar Inspiratory Neurons
(延髄の吸息神経におけるエタノール反応の実験的研究)
2. 著 者 Saburo Nishihara, Jiro Okinawa
3. 公表の方法及び時期 Jpn. J. Alcohol & Drug Dependence, 24, 11-18, (1989).

参考論文

1. 論 文 題 目 マウスにおける各種ベンゾジアゼピン系薬物の中枢神経制御効果
2. 著 者 西原三郎、大和花子
3. 公表の方法及び時期 中毒研究(日本中毒研究会雑誌)、第2巻、134-140頁、(1989).

1. 論 文 題 目
2. 著 者
3. 公表の方法及び時期

1. 論 文 題 目
2. 著 者
3. 公表の方法及び時期

(別紙様式第3号)

論 文 要 旨

論 文 題 目

An Experimental Study of Ethanol Action on Bulbar Inspiratory Neurons

(延髄の吸息神経におけるエタノール反応の実験的研究)

氏 名 西原三郎

(別紙様式第4号)

履 歴 書

ふりがな 氏 名	にしほら さぶろう 西 原 三 郎	〇〇年〇〇月〇〇日生 (満〇〇歳)	Ⓜ 女
本 籍 地	沖 縄 都・道・府・Ⓜ		
現 住 所	□□□-□□□□ 沖縄県〇〇郡〇〇町〇〇番地 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
学歴・職歴・研究歴及び賞罰について各項目別にまとめて記入のこと			
項 目	年・月・日	摘 要	
学 歴	昭〇〇・〇・	沖縄県立琉球高等学校入学	
	昭〇〇・〇・	沖縄県立琉球高等学校卒業	
	昭〇〇・〇・	南海大学医学部医学科入学	
	昭〇〇・〇・	南海大学医学部医学科卒業	
職 歴	昭〇〇・〇・	南海大学医学部附属病院 医員(研修医)	
	昭〇〇・〇・	南海大学医学部附属病院 医員に配置換	
	昭〇〇・〇・	同上退職	
	昭〇〇・〇・	南海大学医学部附属病院 助手	
	昭〇〇・〇・	同上退職	
	平 〇・〇・	〇〇県立〇〇病院 医師	
	平 〇・〇・	同上退職	
	平 〇・〇・	南海大学医学部附属病院 助手	
	平 〇・〇・	南海大学医学部 助手に配置換	
	平 〇・〇・	同上退職	
	平 〇・〇・	〇〇病院 医師	
		現在に至る	

(裏面へつづく)

項 目	年・月・日	摘 要
研 究 歴	昭〇〇・〇・	南海大学医学部附属病院 医員（研修医）
	昭〇〇・〇・	同上 医員に配置換
	昭〇〇・〇・	同上退職
	昭〇〇・〇・	南海大学医学部附属病院 助手
	昭〇〇・〇・	同上退職
	平 〇・〇・	南海大学医学部 研究生
	平 〇・〇・	同上終了
	平 〇・〇・	南海大学医学部附属病院 助手
	平 〇・〇・	南海大学医学部 助手に配置換
	平 〇・〇・	同上退職
	平 〇・〇・	南海大学医学部 研究生
		現在に至る
賞 罰		な し
		以 下 余 白
<p>上記のとおり相違ありません。 〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 西 原 三 郎 印 (直 筆)</p>		

(別紙様式第6号)

承 諾 書

年 月 日

琉球大学大学院医学研究科長 殿

氏 名： _____ (共著者直筆) 印

私は、私と共著した論文提出者 西原三郎 が、下記の論文を貴研究科に学位論文として提出することを承諾します。

なお、私は当該論文を学位論文として過去において使用せず、また、将来において使用しません。

また、当該論文をインターネットにより公表することについても承諾します。

記

論文題目：

An Experimental Study of Ethanol Action on Bulbar Inspiratory Neurons
(延髄の吸息神経におけるエタノール反応の実験的研究)

備考 この承諾書は、共著者が作成すること（複数の場合は、各人毎に作成する）。

(別紙様式第9号)

〇〇年〇〇月〇〇日

研 究 歴 証 明 書

南海大学医学部長
研究機関長名 横 田 縦 男

公
印

論文提出者 西 原 三 郎 に関する研究歴は、下記のとおりであることを証明する。

記

研究機関名	南海大学医学部附属病院		
身 分	医員（研修医）		
研 究 期 間	自 〇〇年〇月〇日～至 〇年〇月〇〇日		<input type="checkbox"/> 週4日以上 <input type="checkbox"/> 週4日未満
研 究 内 容	マウスにおける各種ベンゾジアゼピン系薬物の中枢神経制御効果		
研究指導者	所	属	職 名
	〇 〇 〇 〇 〇 講 座		教 授
			氏 名
			丸 谷 角 夫

備考 研究生の場合、大学における1週間の通例の研究日数をチェックすること。

(別紙様式第 10 号)

第 号

外国語試験合格証明書

氏 名

年 月 日生

上記の者は、本研究科教授会が実施した下記外国語試験に合格したので、これを証明する。

記

受 験 科 目 名	受 験 年 月 日
英 語	年 月 日
独 語	年 月 日
仏 語	年 月 日

年 月 日

琉球大学大学院医学研究科長

(別紙様式第7号)

論 文 審 査 結 果 の 要 旨

報告番号	課程博 * 第 号 論文博	氏名	
論文審査委員	審 査 日 年 月 日		
	主 査 教 授		印
	副 査 教 授		印
	副 査 教 授		印
(論 文 題 目)			
(論文審査結果の要旨)			

- 備 考
- 1 用紙の規格は、A4とし縦にして左横書きとすること。
 - 2 要旨は800字～1200字以内にまとめること。
 - 3 *印は記入しないこと。

(別紙様式第11号)

学 力 確 認 結 果 の 要 旨

報 告 番 号	*論文博第 号	氏 名	
論 文 審 査 委 員	審 査 日	年 月 日	
	主 査 教 授		印
	副 査 教 授		印
	副 査 教 授		印
(学力確認結果の要旨)			

- 備 考 1 用紙の規格は、A4とし縦にして左横書とすること。
 2 *印は記入しないこと。

年 月 日

琉球大学学術リポジトリ登録者認証 ID 及びパスワード発行申請書

琉球大学学術リポジトリ運営委員会委員長 殿

私は、琉球大学学術リポジトリ登録細則第 3 条第 1 項の規定に基づき、学術研究成果等を琉球大学学術リポジトリに登録するための認証 ID 及びパスワードの発行を申請します。

記

(申請者記入欄)

所 属		
氏 名	印	
職員番号・ 学籍番号		
連絡先	電話	
	e-mail	

※本申請書に記載された個人情報の取扱いは琉球大学学術リポジトリへのユーザー登録のみに利用します

(以下の記入は不要です。)

搭載日	ID・パスワード設定	受付日

学術リポジトリ登録申請書

(博士論文の要約の提出)

年 月 日

琉球大学学術リポジトリ運営委員会委員長 殿

※この申請書は博士論文提出時に研究科長宛て併せて提出すること。

著 者	フリガナ 氏名	
	研究科	
	専攻・コース	
	学籍番号	
連 絡 先	住所	〒
	Tel.	
	E-mail	
指導教員氏名		

やむを得ない事由により、私が執筆した下記の博士論文(全文)に代えて、その内容を要約したものを別添のとおり提出します。

なお、やむを得ない事由が消滅した場合は、すみやかに博士論文(全文)を提出します。

記

論文題目	
学位授与年月日(予定)	
「やむを得ない事由」の該当番号	
博士論文全文の公表予定時期	<input type="checkbox"/> 年 月 日以降 <input type="checkbox"/> 未定
特記事項(別紙可) *公表に際して特に記載すべき事項があれば記入。	

※やむを得ない事由: 次のうち該当する番号を記入してください。

- (1) 立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットで公表することができない内容を含む場合
- (2) 著作権保護、個人情報保護等の理由により、学位授与日から1年を超えてインターネットで公表することができない場合
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナル等への掲載、特許の申請等の関係でインターネットで論文の全文を公表することにより、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が学位授与日から1年を超えて生じる場合
- (4) その他、共著者の許諾を得られない場合、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が生じる場合又は当該研究科において博士論文全文の公表が適切ではないと判断される場合等、特別な事情がある場合

<注意事項>

1. この申請書は、学位論文のインターネット公開のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について許可を与えていただくものであり、著作権を移譲するものではありません。
2. リポジトリ登録作業として、本文の電子ファイル(CD-R等)もしくは印刷物をご提供ください。
3. あなたの論文が出版社から公表予定の場合や、特許・実用新案等の申請予定がある場合は、下記までご相談ください。
4. この申請書に記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。

連絡先: 〒903-0214 沖縄県西原町字千原1番地 琉球大学附属図書館情報サービス課サービス企画係
Tel: 098-895-8161 Fax: 098-895-8169 E-Mail: tsukikaku@acs.u-ryukyuu.ac.jp

研究科審査会等での承認月日	年 月 日				
学位の種類	博士()	報告番号		学位記番号	研 第 号 論 第 号

学術リポジトリ登録申請書

(博士論文全文の提出)

年 月 日

琉球大学学術リポジトリ運営委員会委員長 殿

※この申請書は研究科長宛て提出すること。

著 作 者	フリ ガナ 氏 名	
	研究科	
	専攻・コース	
	学籍番号	
連 絡 先	住所	〒
	Tel.	
	E-mail	
指導教員又は当該専攻 分野の教員の氏名		

私が執筆した下記の博士論文について、やむを得ない事由が消滅しましたので別添のとおり全文を提出します。

記

論文題目	
学位授与年月日	
「やむを得ない事由」の該当番号	
「やむを得ない事由」の消滅理由	
特記事項(別紙可) *公表に際して特に記載すべき事項があれば記入。	

※やむを得ない事由: 次のうち該当する番号を記入してください。

- (1) 立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットで公表することができない内容を含む場合
- (2) 著作権保護、個人情報保護等の理由により、学位授与日から1年を超えてインターネットで公表することができない場合
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナル等への掲載、特許の申請等の関係でインターネットで論文の全文を公表することにより、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が学位授与日から1年を超えて生じる場合
- (4) その他、共著者の許諾を得られない場合、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が生じる場合又は当該研究科において博士論文全文の公表が適切ではないと判断される場合等、特別な事情がある場合

<注意事項>

1. この申請書は、学位論文のインターネット公開のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について許可を与您していただくものであり、著作権を移譲するものではありません。
2. リポジトリ登録作業として、本文の電子ファイル(CD-R等)もしくは印刷物をご提供ください。
3. あなたの論文が出版社から公表予定の場合や、特許・実用新案等の申請予定がある場合は、下記までご相談ください。
4. この申請書に記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。

連絡先: 〒903-0214 沖縄県西原町字千原1番地 琉球大学附属図書館情報サービス課サービス企画係
Tel: 098-895-8161 Fax: 098-895-8169 E-Mail: tsikaku@acs.u-ryukyuu.ac.jp

研究科での承認月日	年 月 日			
学位の種類	博士()	報告番号	学位記番号	研 第 号 論 第 号

琉球大学大学院における長期履修制度実施のガイドライン

平成19年8月17日
大学院委員会承認

1. 長期履修制度について

長期履修制度は、職業を有している等の事情により、標準修業年限で修了することが困難である学生を対象として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することができ、かつ、その間の授業料の年額の負担を軽減することができる制度です。

2. 申請の資格

「職業を有している等の事情」のある学生（家事従事者又は育児に当たっている者も含む）を対象とします。

入学時又は在学中は申請することができますが、最終修学年度の申請は認めません。

3. 申請方法

申請を希望する者は、長期履修申請書に希望する修業年限等の必要事項を記入のうえ、長期履修(長期研究指導)計画書及び在職証明書又は在職が確認できる書類（職業を有している場合）と併せて、入学志願者は入学手続き書類提出時に、在學生は希望する年度の前年度の2月末日までに当該研究科の事務部へ提出してください。

なお、事前に、指導教員と研究計画について事前に相談し、「長期履修(長期研究指導)計画書」の記載を依頼してください。

【申請する書類】

- ① 長期履修申請書
- ② 長期履修(長期研究指導)計画書
- ③ 在職証明書又は在職が確認できる書類（職業を有している場合）
- ④ 申立書（家事従事者又は育児に当たっている者等の場合）

※「申請する書類」の運用に関しては各研究科の判断に委ねる

【申請の期間】

原則として、新入生は入学手続き期間、在學生は2月末日（休日除く）までとする。

4. 選考方法

当該研究科において、申請書等による審査により決定します。

5. 許可者の発表

各研究科の事務室前の掲示板に掲示します。

また、許可者には郵送により通知します。電話等による照会には、一切応じません。

なお、不許可の場合は、長期履修ではなく、標準修業年限で大学院を修了します。

6. 修業年限等

長期履修申請に基づき審査を行い、許可された修業年限とします。

なお、修業状況等の変動による標準修業年限への短縮の申請が可能です。短縮申請は、最終修学年度でもできますが、修了判定・授業料納付が前提です。

【修業年限】

長期履修制度の修業年限は、標準修業年限の2倍を超えることはできない。

注：長期履修制度の在学期間は、標準修業年限の2倍を越えることはできない。

【修業年限の申請単位】

長期履修制度の修業期間は年又は学期を単位とする。

【休学期間】

休学期間は、長期履修の修業年限に含めないが、標準修業年限を超えることはできない。

【修業年限の短縮】

長期履修を必要とする理由が消滅し修業年限を短縮する場合は年、又は、学期を単位とする。

7. 授業料

- ① 長期履修が認められた場合の授業料は国立大学法人琉球大学料金規程（以下、料金規程という）第2条の2項に基づき以下のとおり計算される。

$$(\text{大学が定めた授業料年額} \times \text{標準修業年限}) \div \text{長期在学期間の年数}$$

- ② 長期修学期間満了の後の授業料は、通常に戻る。
- ③ 修業年限を短縮することが認められた場合に払う授業料は、料金規程第8条の2項に基づき計算される。

※上記①②③の事項が発生した場合は必ず、文書に必要事項を記入して財務部へ通知すること

○算定例

- ① 入学時に標準修業年限2年の院生が、3年の長期履修期間を認められた場合
(料金規程第2条2項)

$$\frac{\text{通常の授業料年額} \times 2 (\text{標準修業年限})}{3 (\text{長期履修期間の年数})}$$

- ② 標準修業年限2年院生が、1年次終了前に3年の長期履修期間を認められた場合
(料金規程第2条2項)

$$\frac{(\text{通常の授業料年額} \times 2 (\text{標準修業年限})) - 1 \text{年次に納付した授業料}}{2 (\text{長期履修期間の年数の残りの年数})}$$

- ③ 入学時に標準修業年限2年の院生が、3年の長期在学期間を認められたが、1年次後期に修業年限を2年に短縮した場合 (料金規程第8条2項)

$$\frac{(\text{通常の授業料年額} \times 2 (\text{標準修業年限})) - 1 \text{年次に納付した授業料}}{1 (\text{短縮した修業年限の残りの年数})} \quad (\text{①の授業料})$$

8. その他

本ガイドラインについての詳細は、各研究科の事務部又は教務課へ確認すること。

附則（平成24年3月14日）

このガイドラインは、平成24年3月14日から施行する。

長期履修申請書 (大学院)

年 月 日

医学研究科長 殿

研究科 _____

専攻 _____

学籍番号 (受験番号) _____

氏名 (自署) _____

下記のとおり、長期履修を希望するので申請します。

記

1. 長期履修を申請する理由

2. 希望する履修期間

年 月 (入学年月) から, 年 月 (修了希望年月) まで

(修業年限 年)

3. 履修計画

※別紙書式(注1) : 長期履修(長期研究指導) 計画書(写) 1部添付

4. 指導教員の所見

指導教員署名 _____

【取扱】 別紙書式(注1) : 指導教員の作成する長期履修(長期研究指導) 計画書は、学部・大学院が別に書式を定め、申請があった者については入学願書綴に保管する。

長期履修期間短縮申請書（大学院）

年 月 日

医学研究科長 殿

研究科 _____

専攻 _____

学籍番号 _____

氏名（自署） _____

標記のことについて、下記のとおり、長期履修期間の短縮を希望するので申請します。

記

1. 長期履修期間の短縮を申請する理由

2. 短縮後の履修期間

【現在、認められている期間】

年 月（入学年月）から、年 月（修了希望年月）まで
（修業年限 年）

【短縮後の履修期間】

年 月（入学年月）から、年 月（修了希望年月）まで
（修業年限 年）

3. 履修計画

4. 指導教員の所見

指導教員署名 _____

琉球大学大学院長期履修(長期研究指導)計画書

年 月 日

医 学 研 究 科 長 殿

指導教員氏名(自署) _____

下記のとおり研究指導計画をお届けします。

記

入学希望者・在籍学生氏名	研究科
学籍番号	専 攻
本来の履修期間 年 月 日 ～ 年 月 日 まで	希望する履修期間 年 月 日 ～ 年 月 日 まで
研究指導計画(具体的に)	

※ 指導教員は、長期履修制度を希望する入学手続者又は在学生から申請を受けた場合は、この書式「長期履修(長期研究指導)計画書」に具体的な計画を記載し、琉球大学の所定様式「長期履修申請書」の「指導教員の所見」に記載の上、併せて研究科担当事務に提出願います。